



第4期

太子町地域福祉計画・ 太子町地域福祉活動計画



令和8年3月

太子町

太子町社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 地域福祉の考え方.....	3
3 関連する計画.....	5
4 計画の位置づけと期間	6
5 計画の推進に向けて	8
第2章 地域福祉を取り巻く現状	11
1 統計からみる現状.....	12
2 各種調査からみる現状	15
3 計画で取り組むべき課題.....	19
第3章 計画の理念と体系	21
1 計画の基本理念	22
2 計画の基本目標.....	23
3 施策体系	25
第4章 施策の展開	27
1 和の心が尊重される地域づくり.....	28
2 和の心が育まれる関係づくり	36
3 和の心でつながる体制づくり	44
第5章 地域福祉と一体的に推進する事項	53
1 重層的支援体制整備事業実施計画.....	54
2 成年後見制度利用促進基本計画.....	60
3 再犯防止推進計画.....	61
資料	63
1 統計資料	64
2 アンケート調査結果.....	73
3 太子町地域福祉計画策定委員会委員名簿	83
4 策定経過	84
5 用語集.....	85



第 1 章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 地域福祉の考え方
3. 関連する計画
4. 計画の位置づけと期間
5. 計画の推進に向けて



1 計画策定の趣旨

本町では、総合計画の基本理念で掲げる「人と自然と歴史が交流し 未来へつなぐ 和のまち “たいし”」を踏まえ、「みんなが支え合いつながるまち—たいし— すべての住民が安心していきいきと暮らせるまち」を第3期計画の基本理念として、地域と行政が協働して福祉のまちづくりを進めてきました。

また、地域福祉計画と連携を図る計画として地域福祉活動計画を一体的に策定し、太子町社会福祉協議会（以下、「町社協」という。）と両輪となって福祉行政を推進しているところです。

近年、少子高齢化を起因とした急激な人口減少が進み、人口構造の変化から、核家族や独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加、ライフスタイルの多様性に伴って、一人ひとりが抱える課題も多種多様で複層化してきています。これらの諸課題に対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスだけでは十分ではなく、地域とともに暮らす住民が福祉ニーズに目を向け、地域全体で課題の解決に取り組むことが求められています。

国では平成27年の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書以降、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し分野を超えてつながり、地域と共につくっていく「地域共生社会」の実現に向け、様々な取り組みや法改正が行われています。

「地域共生社会」の実現のためには、行政の施策・取り組みの充実はもとより、地域住民同士の助け合い・支え合いの心の醸成・再構築が必要です。また、「地域福祉」に関する取り組みの充実、まちを豊かにしていくことはもとより、いつまでも住み続けられる地域の構築には欠かせない視点となってきています。

こうした背景から、本町では、引き続き総合的な福祉施策を推進していくため、国の動向を踏まえ、新たに「第4期太子町地域福祉計画・太子町地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、すべての住民が安心して生活できる地域共生社会の実現をめざします。

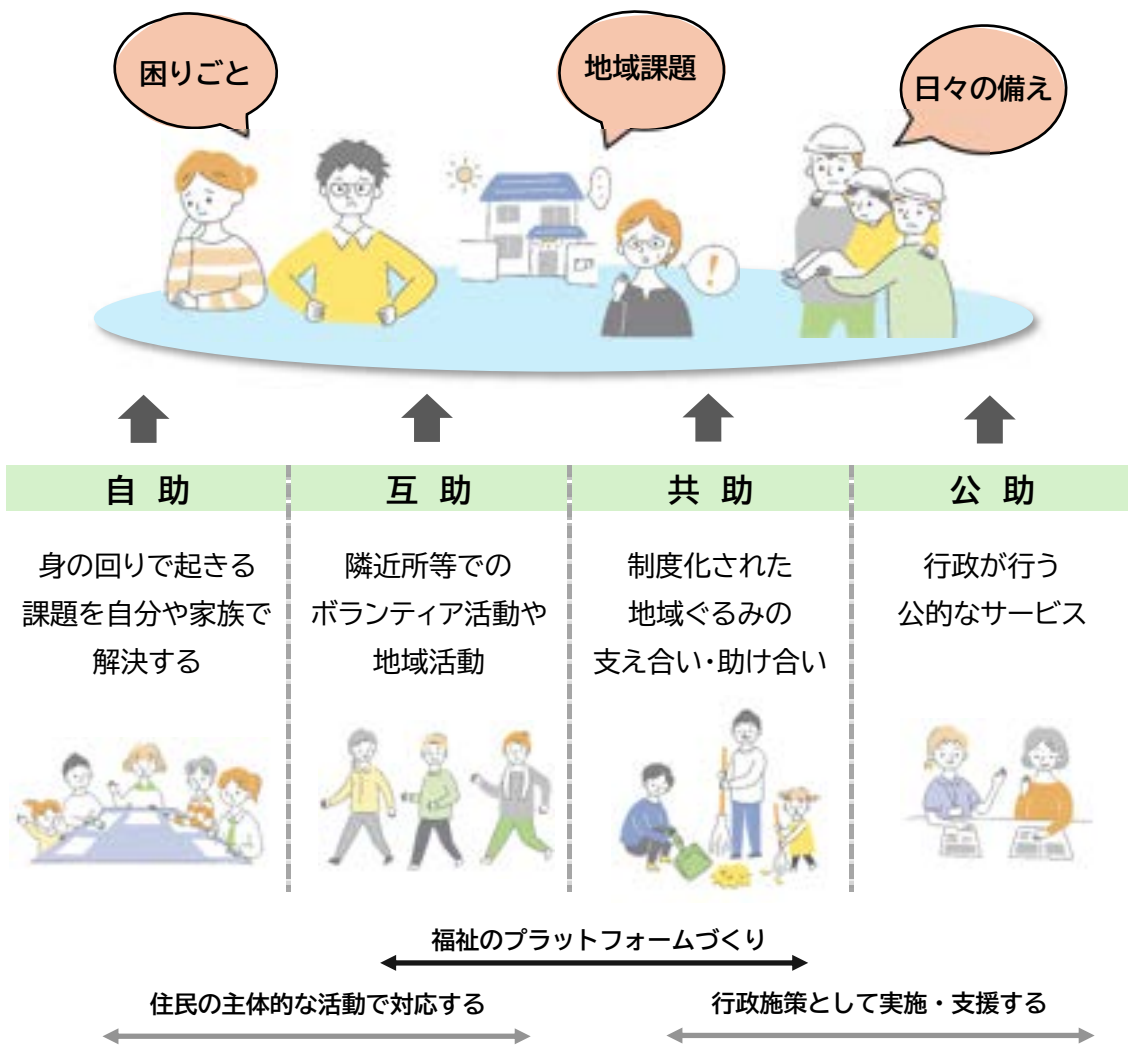


2 地域福祉の考え方

(1) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、人権尊重を基本に、一人の不幸も生み出さない、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域にかかわるすべての人が主役となって進めていく地域共生社会を創造する取り組みのことをいいます。「自助」「互助」「共助」「公助」を連動させて地域課題の解決に取り組めます。

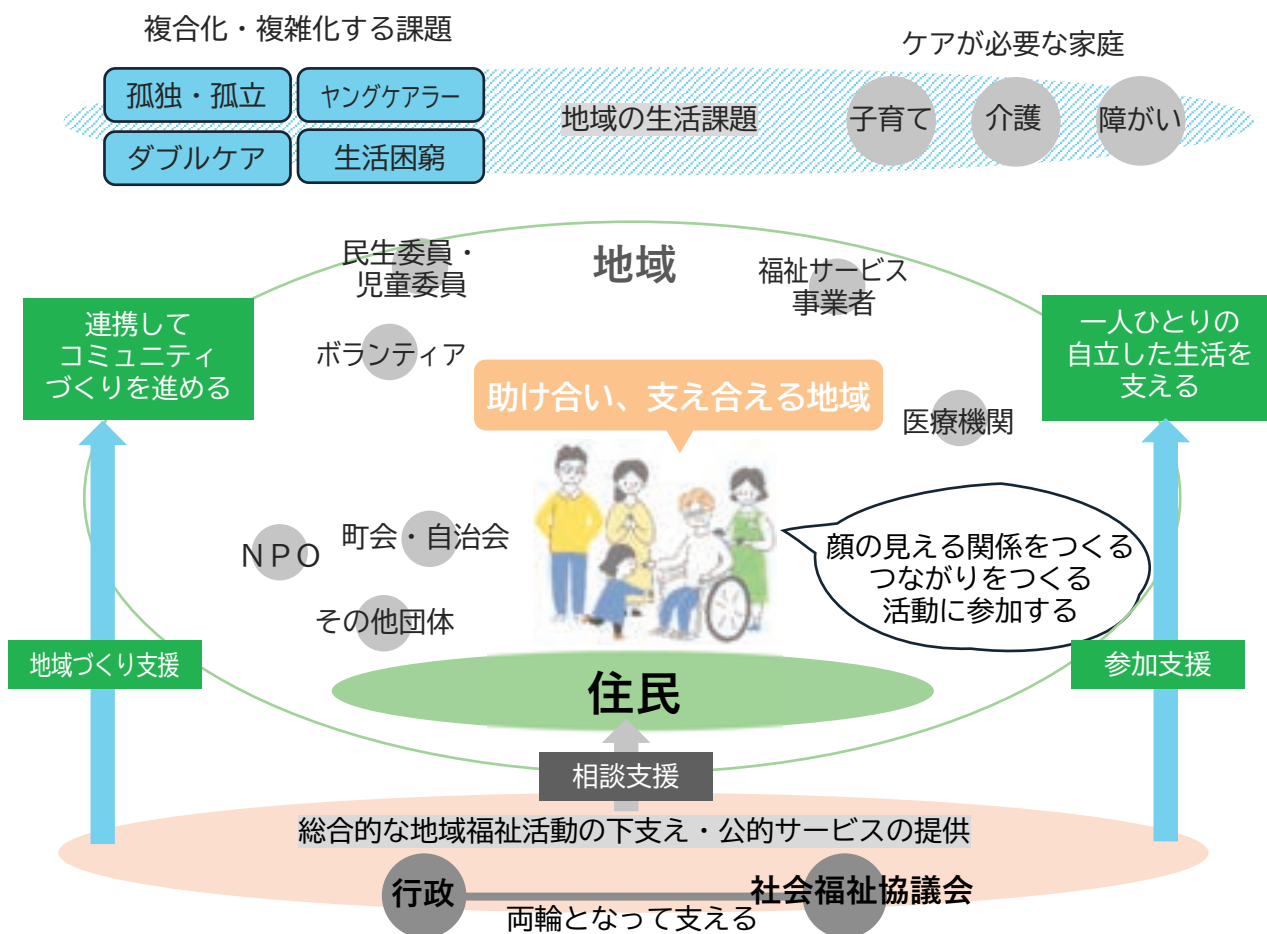
■■地域福祉を推進するための役割



(2) 地域共生社会とは

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

■■地域共生社会のイメージ



(3) 「ウェルビーイング^{*}」について

国では、今後のSDGsの在り方について議論を深める必要があるテーマの一つとして「一人ひとりのウェルビーイングの向上」を掲げています。SDGsの目標が令和12年（2030）であることから、本計画においては、SDGsの考え方も踏まえつつ、ウェルビーイングの向上を意識した取り組みが必要とされています。

※ウェルビーイング（Well-being）とは、「心身の健康や社会的な充足感が満たされた状態」をいいます。

3 関連する計画

(1) 重層的支援体制整備事業

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「Ⅰ相談支援」「Ⅱ参加支援」「Ⅲ地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな任意事業として、「重層的支援体制整備事業」を創設することが明記され、この内容を踏まえた改正社会福祉法が令和2年6月に公布されています。

【町の課題解決力の強化】

【住民が住み続けたいまちづくり】



(2) 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の基本的な計画として位置づけられます。

(3) 再犯防止推進計画

再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第7条第1項に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として策定されました。

法務省及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定する際に、地域福祉計画を積極的に活用するよう周知しています。

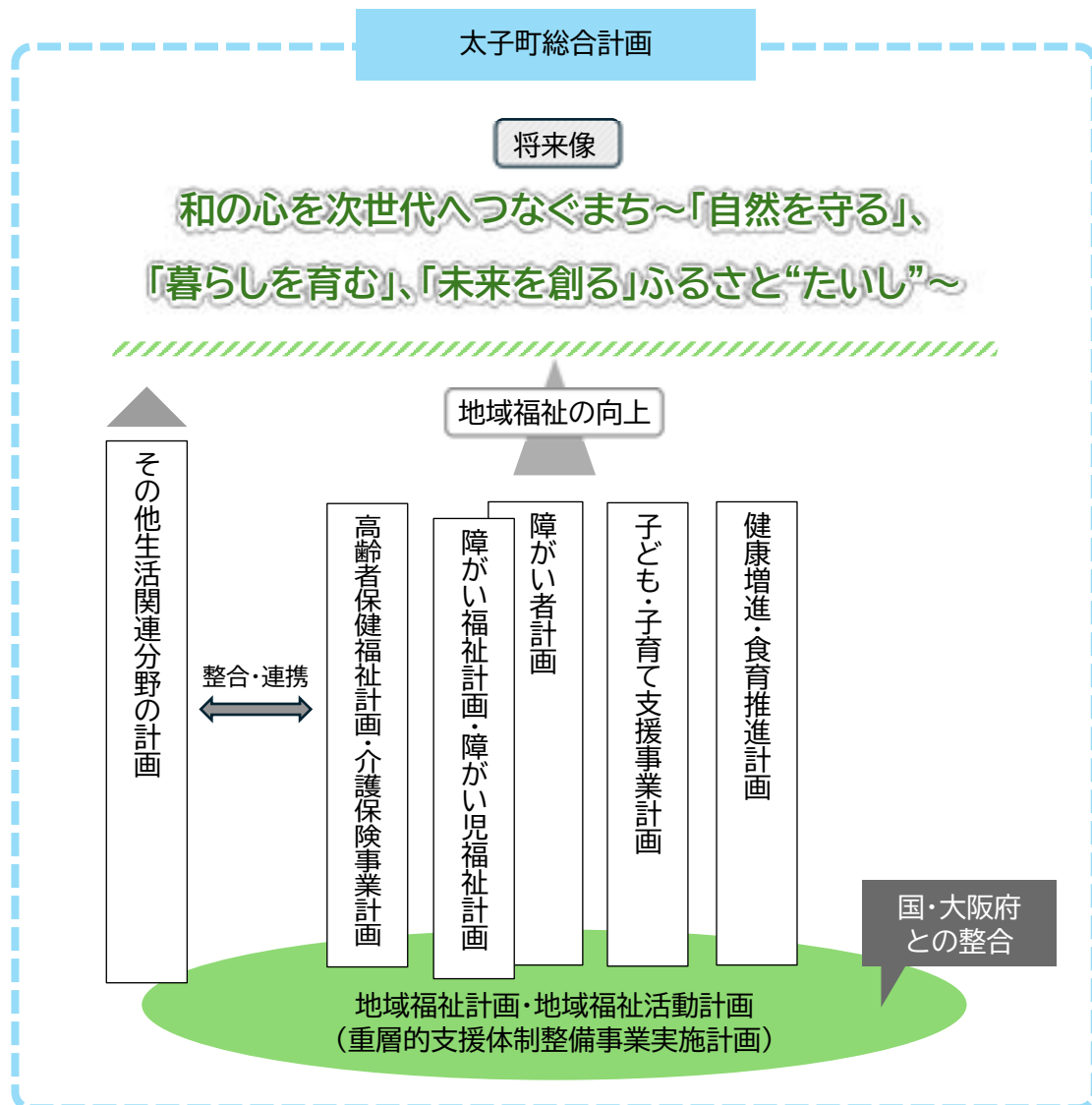
4 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「まちづくりの指針」等の最上位計画がめざす将来像や基本理念の達成に向けた“福祉面のまちづくり計画”であり、福祉に関する個別計画（高齢者、子ども、障がい者等に関する計画）の共通軸に関する施策を体系化するものとして、福祉関連等の個別計画の上位計画として位置づけます。

また、町社協が策定する「地域福祉活動計画」と本町が策定する「重層的支援体制整備事業実施計画」「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」、を一体的に策定するものとします。

■他計画との関連性




(2) 計画の法的根拠

本計画は、下記の法律に基づき策定しています。

- 社会福祉法第107条に基づき市町村行政がつくる「地域福祉計画」
- 社会福祉法第109条に基づき設置されている社会福祉協議会がつくる「地域福祉活動計画」
- 社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」
- 再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯防止推進計画」

(3) 計画の期間

本計画について、計画期間を令和8年度(2026)から令和12年度(2030)までの5年間とし、定期的に取り組み状況を点検・精査します。

計画名	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年
地域福祉計画	策定	第4期太子町地域福祉計画・太子町地域福祉活動計画					次期計画
地域福祉活動計画							




5 計画の推進に向けて

(1) 協働体制による計画の推進

計画に基づく施策を推進していくためには、地域住民、地域住民組織、福祉サービス事業者、関係機関・団体、町社協と本町が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的な視点から各目標に取り組み、協力して活動を推進することが重要です。

このため、次のような役割のもとに協働体制による推進をめざします。

■■ 役割分担の考え方

 <p>地域住民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域福祉の担い手として自ら地域活動やボランティア活動等に積極的に参加します。 ○近隣と協力すること等により、自らの課題や地域課題の解決に向けた取り組みを行うように努めます。
 <p>福祉サービス事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○町内のどの地域に住んでも住民が適切なサービスが受けられるよう、福祉サービス事業者は行政と連携する中で、福祉サービスの量と質の確保に努めます。
 <p>町社協・町</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○町社協は、ボランティア活動、福祉意識の啓発、人材育成、地区福祉委員会活動の支援、相談事業等、地域の実情に応じたサービスの提供や支援に取り組みます。 ○町は、地域住民や町社協、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、地域住民組織、NPO法人やボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、関係課や関係機関とも横断的・包括的な協力体制を構築し、住民のニーズと課題を把握し、地域特性に対応した施策を推進します。

(2) 計画の評価

本計画の推進にあたっては、行政が主体となって、町社協や福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、地域住民、地域組織、ボランティア団体等と常日頃から連携して取り組みます。

また、地域福祉活動の取り組み状況の把握と本計画の施策・事業の進捗管理を定期的に行うとともに、PDCAサイクルによる評価を実施し、施策・事業の見直しにつなげます。

(3) 福祉圏域の考え方

「地域」の捉え方は、隣近所から町会・自治会、小学校区、全町域にいたるまで、年代や価値観によって一人ひとり異なります。また、地域のつながりは、地理的条件や歴史的な背景、産業などによって様々です。

地域福祉を推進する圏域として、町会・自治会や住民の方と一緒に、効果的で機動的な活動ができるエリア設定として、町全体を一つの圏域として考え、場合によっては、隣近所、町会・自治会単位などを地域として捉えながら、本計画を推進します。







第 2 章

地域福祉を取り巻く現状

1. 統計からみる現状
2. 各種調査からみる現状
3. 計画で取り組むべき課題

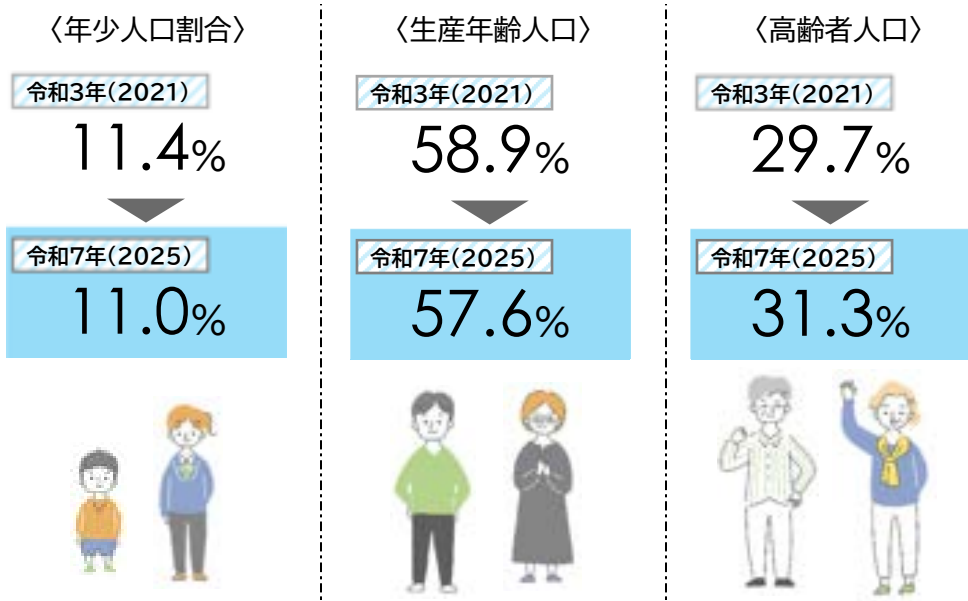
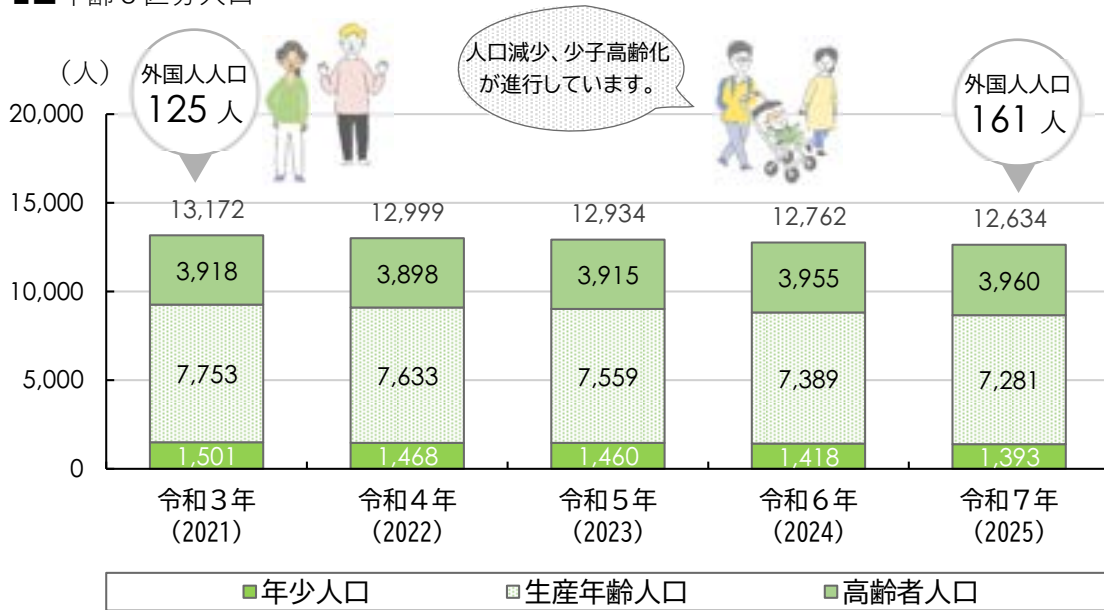


1 統計からみる現状

(1) 人口状況

- 人口の状況を見ると、年々減少が進み、令和7年（2025）では12,634人となっています。
- 外国人人口については、令和3年（2021）の125人から令和7年（2025）で161人と年々増加傾向にあります。
- 高齢化率は、令和7年（2025）で31.3%と30%を超える状況となっています。

■ ■ 年齢3区分人口

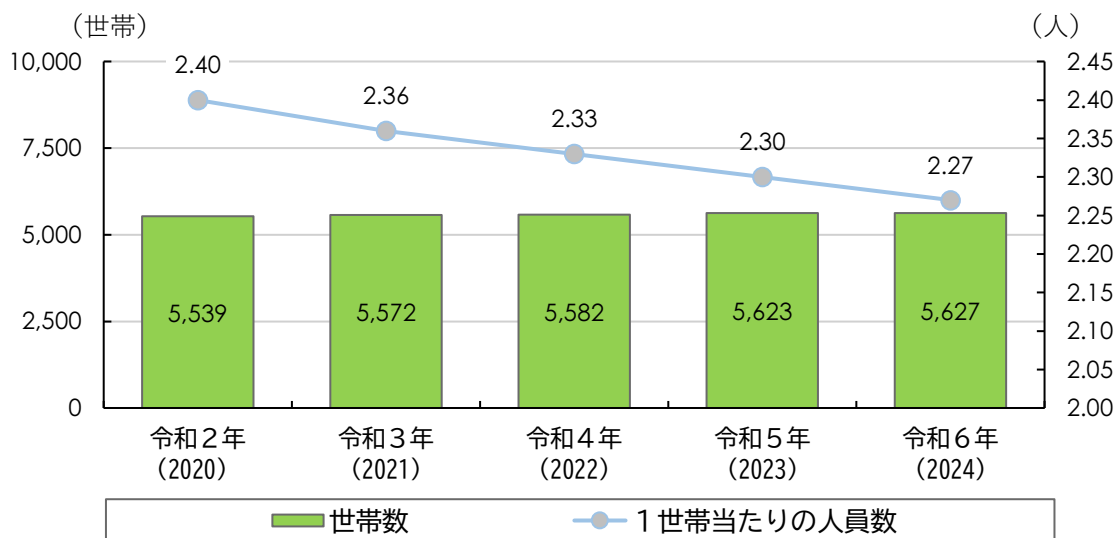


資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

(2) 世帯の状況

- 本町の世帯数は、年々増加しており、令和6年（2024）時点で5,627世帯となっています。
- 1世帯当たりの人員数は年々減少しており、令和6年（2024）時点で2.27人となっています。
- 子ども（18歳未満）がいる世帯は減少し、高齢者（65歳以上）がいる世帯が増えており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■世帯数と1世帯当たりの人員数の推移



資料：太子町統計書

〈18歳未満の子どもがいる世帯〉

平成22年(2010)

1,527 世帯

令和2年(2020)

1,095 世帯



〈65歳以上の高齢者がいる世帯〉

平成22年(2010)

1,930 世帯

令和2年(2020)

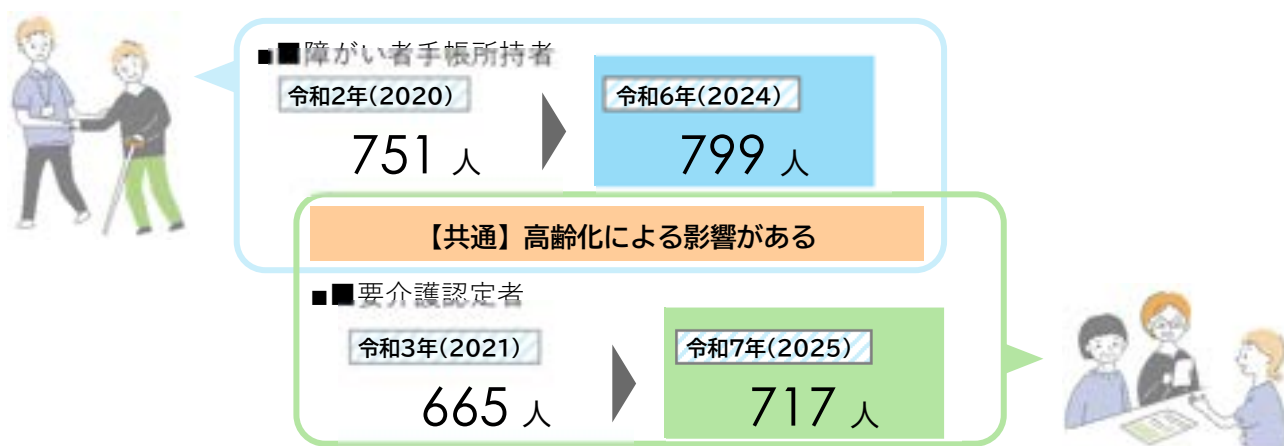
2,398 世帯



資料：国勢調査

(3) 支援を必要とする人の状況

- 障がい者手帳所持者は年々増加しており、特に、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者が増加しています。また、身体障がい者手帳所持者は65歳以上の高齢者が多くなっています。
- 要介護認定者数は、増減はあるものの、5年間では増加しています。
- ひとり親世帯は、平成27年(2015)以降、減少はしているものの、平成17年(2005)と比較すると増加しています。
- 生活保護世帯については、年々減少傾向にあり、5年間でみると減少していますが、令和5年度(2023)から令和6年度(2024)にかけては増加しています。



資料：国勢調査、太子町

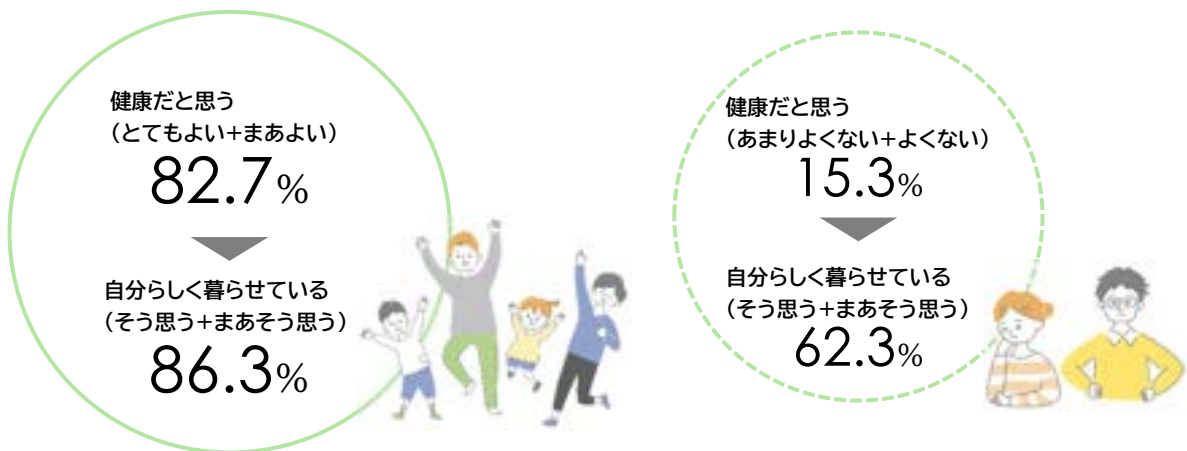
2 各種調査からみる現状

(1) アンケート調査

本計画策定にあたり、住民対象のアンケート調査を実施しています。下記の内容は調査結果を踏まえたまとめとなっており、詳細は資料編に記載しています。

①健康状態と自分らしく暮らせているか

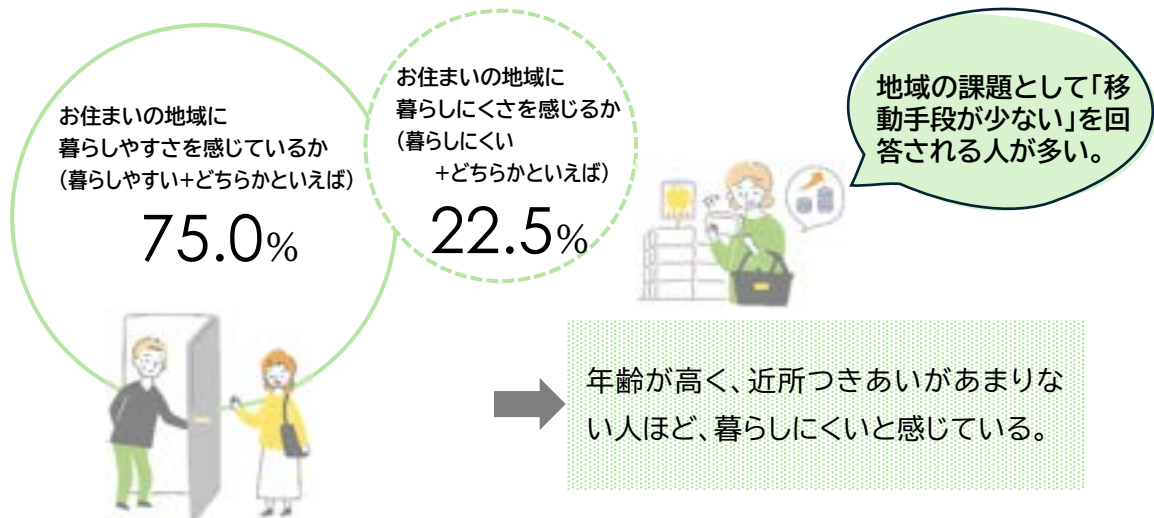
○健康だと思っている人が最も多くなっている中で、健康状態がよくないという認識では、「自分らしく暮らせている」割合が低くなっています。



➡ 健康状態が「よい」と感じている人ほど、自分らしく暮らせていると感じている。

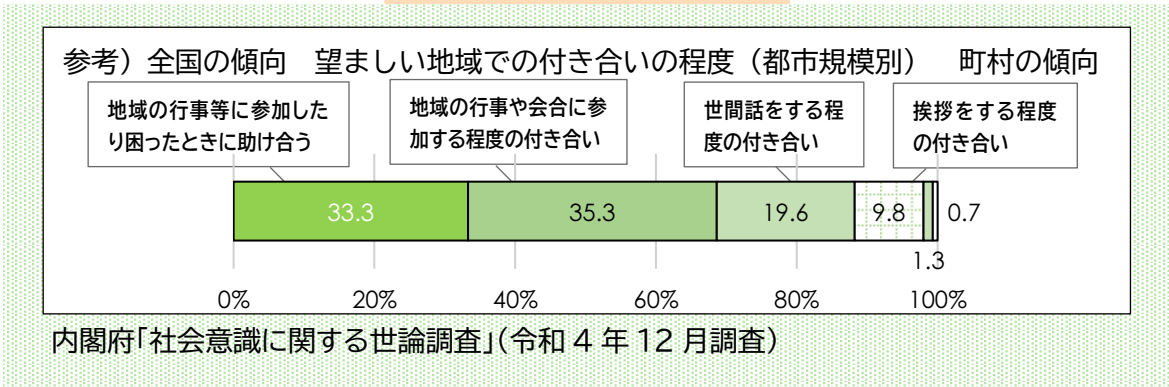
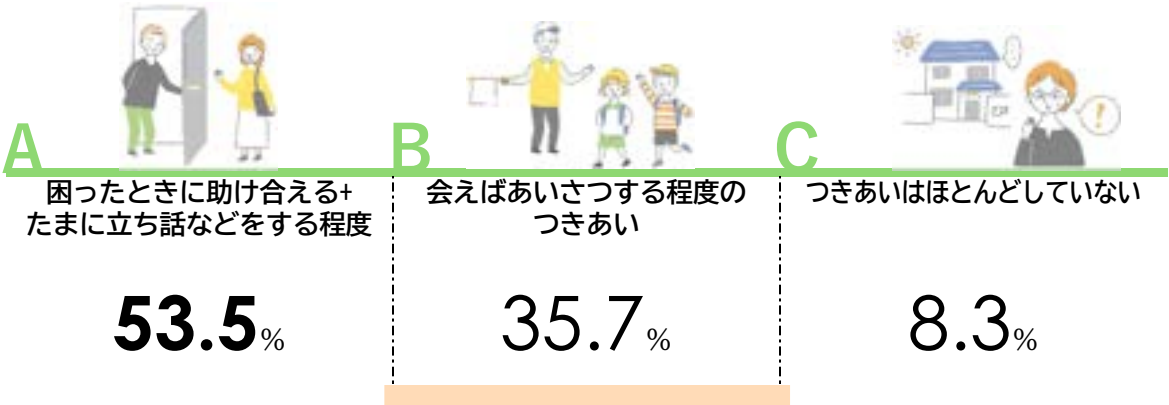
②住民の暮らしやすさ

○多くの人が暮らしやすさを感じている一方で、暮らしにくさを感じている人もいます。



③地域（近所つきあい）のつながりによる変化

○地域（近所つきあい）のつながり方による回答者の傾向をまとめています。



調査結果によって変化があった事項	支え合い、助け合っていると感じるか ※自力での避難が困難な場合を想定	地域での人とのかかわりに関する考え方 ※それぞれ最も多い回答を抽出	災害が起きた場合、地域の人（家族以外）で手助けをお願いできる人の有無 ※自力での避難が困難な場合を想定
(Aの人)あまり感じない	22.2%	(Aの人) 隣近所を中心とした助け合いやつきあいを大切にしたい	(Aの人)いない
(Bの人)あまり感じない	48.3%	(Bの人) 時間的に余裕のある人や、やる気のある人が地域とかかわる方がよい	(Bの人)いない
(Cの人)あまり感じない	40.5%	(Cの人) 隣近所の協力を期待せずに、自分のことは自分でする	(Cの人)いない

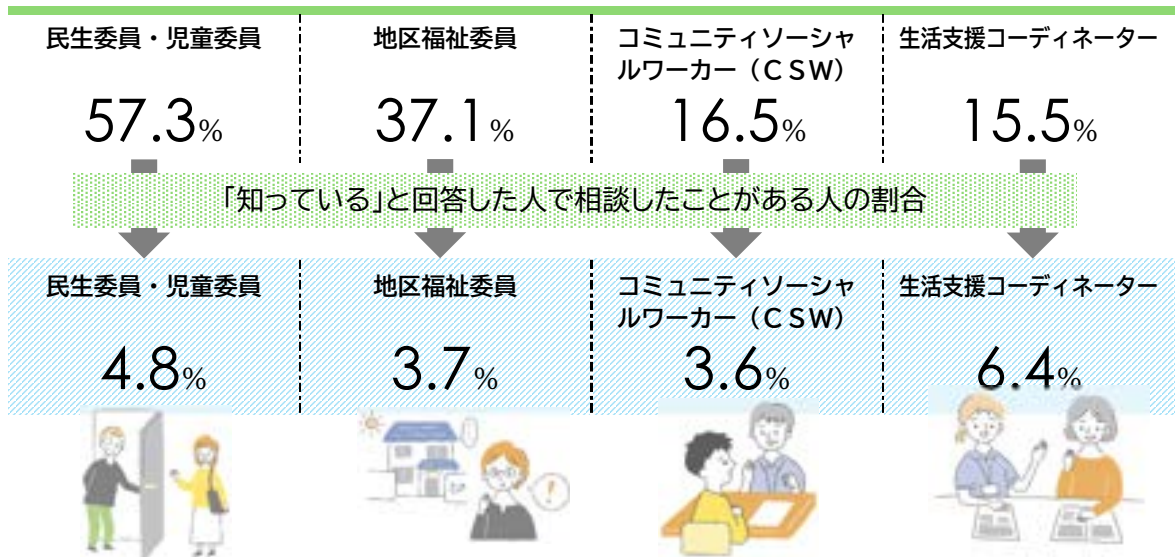
変化がない事項	近所つきあいの満足度（満足+ほぼ満足）	自主的な助け合い、支え合いの関係が必要だと思うか（とても必要+必要）	地域で行われている行事やボランティア活動等の参加状況（以前は参加していた+参加したことがない+参加できない）
	81.9%	74.4%	76.2%

本町の傾向として、地域（近所つきあい）でのつながりはある方ですが、つながりが希薄になると地域での共助・互助の力が弱くなる可能性があります。

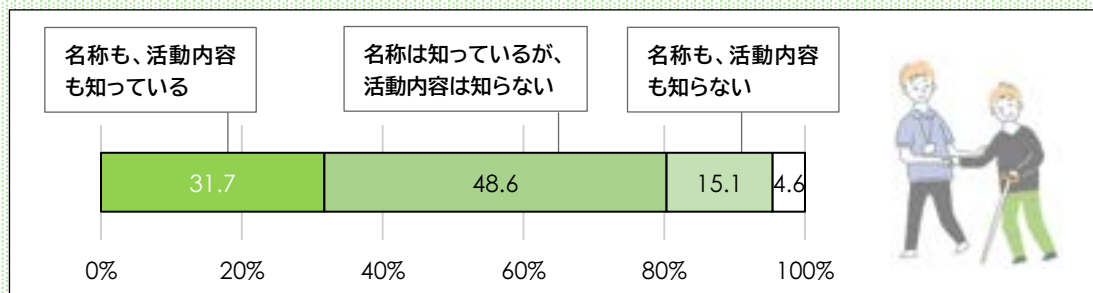
④認知度

○下記の内容は、地域福祉にかかわる制度、組織に関する認知度をまとめています。

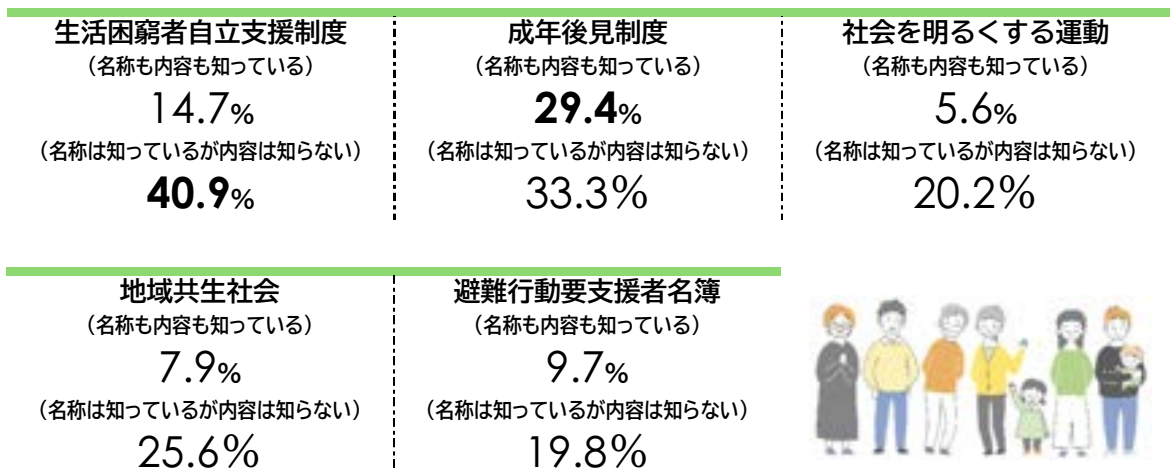
■組織の認知度



社会福祉協議会の認知度



■制度の認知度



➡ 制度や組織の認知度は、地域で必要とする人が必要な時に利用できる、いわゆるセーフティネットの機能を果たすためにも、名称だけでも知っておくことが重要です。

(2) 関係団体からの声 (SASAE愛 太子 参加者)

本計画策定にあたり、関係団体への調査として、「SASAE愛 太子」参加者へシート調査を実施しました。

〈活動を通して感じている課題とは〉

- 現在の高齢者への支援(生活支援、移動支援)が大きな支えとなっているが、新規のサポーターがなく、在籍のサポーターの高齢化により継続が難しくなっている。
- コンサート等地域での活動を紹介しているが、新規の参加者がなく、参加者が固定されている。
- 活動をする上でのリーダーを引き継ぐ人がいない。



〈地域活動やボランティア活動の輪を広げるためには〉

- 気軽に相談できる窓口が必要となっている。
- 活動に関する情報を積極的に発信すること。
- 人材・リーダーを育成する。



〈地域での支え合いが積極的に行われるためには〉

- 情報の共有化を図ってほしい。
- それぞれの団体の横のつながりをつくる役目をしてほしい。
- 気軽に相談できる場所がほしい。



〈地域福祉の推進のためには〉

- 小地域コミュニティ活動の活性化に向けた取り組みを継続してほしい。
- それぞれの活動ではなく、年齢にとらわれない交流の場(情報交換の場)が必要だと思う。



全体を通して、活動を継続する上での人材の育成が共通意見としてありました。また、育成につなげるためにも横のつながりや世代間交流の大切さについての意見があります。

3 計画で取り組むべき課題

統計資料 からみる課題

- 人口減少は進み、5年間で**538人の減少**となっています。
- 少子高齢化が進み、**高齢化率は31.3%**となっています。
- 世帯数は増加傾向にあり、1世帯当たりの人員数は減少傾向にあります。
- 18歳未満の子どもがいる世帯は減少し、**65歳以上の高齢者がいる世帯が増加**しています。
- 特に**単独世帯、夫婦のみの高齢者世帯**が増加しています。
- 障がい者手帳所持者は微増しています。
- 要介護認定者は増加**しています。

アンケート調査等 からみる課題

- ◇健康だと思ふ人の割合、自分らしく暮らしている人の割合が高くなっています。
- ◇地域に暮らしやすさを感じる人は高くなっていますが、**高齢者で近所つきあいがあまりない人ほど、暮らしにくい**と感じています。
- ◇住んでいる地域の近所つきあいは、「困ったときに助け合える」、「たまに立ち話などをする程度」が半数以上となっています。
- ◇住んでいる地域の近所つきあいで「**会えばあいさつする程度のつきあい**」は前回調査より高くなっています。
- ◇制度や組織の認知度は、「民生委員・児童委員」の認知度は半数以上ですが、「地区福祉委員」は約4割となっています。
- ◇**社会福祉協議会について、名称も活動も知っている人は約3割**となっています。

取り組み状況 からみる課題

- △第3期計画における取り組み状況としては、**おおむね計画通り実施**できています。
- △一部の取り組みでは、**周知啓発に課題**があります。
- △地域活動の実施については、**活動の主体となる人の高齢化が課題**となっています。
- △コミュニティソーシャルワーカー（CSW）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置により細やかな支援につながっています。
- △災害時の対応として、訓練や研修方法の検討が必要な取り組みもあります。
- △ボランティアについては、**参加者の高齢化及び人材確保が課題**となっています。

人口構造の変化、世帯状況の変化により、より支援を必要とする人が増える可能性があります。課題に対応した取り組みを推進することはもちろん、未来に向けた取り組みを強化することも必要となっています。





第 3 章

計画の理念と体系

1. 計画の基本理念
2. 計画の基本目標
3. 施策体系



1 計画の基本理念

基本理念

みんなが支え合い「和の心」でつながるまち—たいし—
すべての住民が安心していきいきと暮らせるまち



近年、少子高齢化、核家族や独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加、ライフスタイルや価値観の多様化による生活課題の複雑化が顕在化してきています。

こうした社会情勢の変化から、住民を取り巻く環境は刻々と変化し、隣・近所の付き合い方についても、アンケート調査結果をみると5年前からの変化がありました。

本計画においては、「第6次太子町総合計画」の基本理念である「和の心を次世代へつなぐまち～「自然を守る」、「暮らしを育む」、「未来を創る」ふるさと“たいし”～」を踏まえ、聖徳太子の言葉「和を以て貴しとなす」をモットーに計画を推進するため、前回計画から「みんなが支え合いつながるまち—たいし—すべての住民が安心していきいきと暮らせるまち」に、住民が認め合い調和する「和の心」を追加し、さらなる住民同士の助け合い・支え合いが地域で生まれ、太子版地域共生社会の実現をめざして、この基本理念のもとに取り組みを進めます。

「和の心」 住民同士の支え合い、認め合いを進める意味を示す



2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、下記の目標を設定します。

基本目標

1 和の心が尊重される地域づくり

- ◆保健・医療体制の充実と健康づくりに取り組み、住民がいきいきと暮らすことができるよう取り組みます。
- ◆道路・歩道や公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進、新たな移動手段の検討など、誰もが安心して暮らせる生活環境を整備します。
- ◆近年多発している災害に備え、減災力・防災力の向上を図ります。

〈施策〉

- 1 互いを尊重し合える意識の醸成
- 2 地域における健康づくり活動の推進
- 3 すべての人が住みやすい生活環境の整備
- 4 減災・防災力の向上



基本目標

2 和の心が育まれる関係づくり

- ◆地域の見守り体制や多世代交流を促進し、施設活用を通じて地域福祉を推進するための関係づくりを進めます。
- ◆ボランティア活動に積極的にかかわることができる環境をつくることで、次代の担い手育成に努めます。

〈施策〉

- 1 参加しやすい地域活動の充実
- 2 住民が交流できる拠点の充実
- 3 見守り活動の充実
- 4 地域を支える人材の育成



和の心でつながる体制づくり

- ◆地域住民が安心して暮らせるよう、相談支援・権利擁護の体制を整備し、誰もが支援につながる体制づくりをめざします。
- ◆誰もがわかりやすい情報を取得できるよう、様々な媒体により、地域住民に必要な情報が適切に届く体制づくりを進めます。

〈施策〉

- 1 身近で受け止めつながる相談の充実
- 2 分野横断的に対応する体制強化
- 3 誰もがわかりやすい情報の提供
- 4 虐待防止と権利擁護の推進



■基本目標の関係



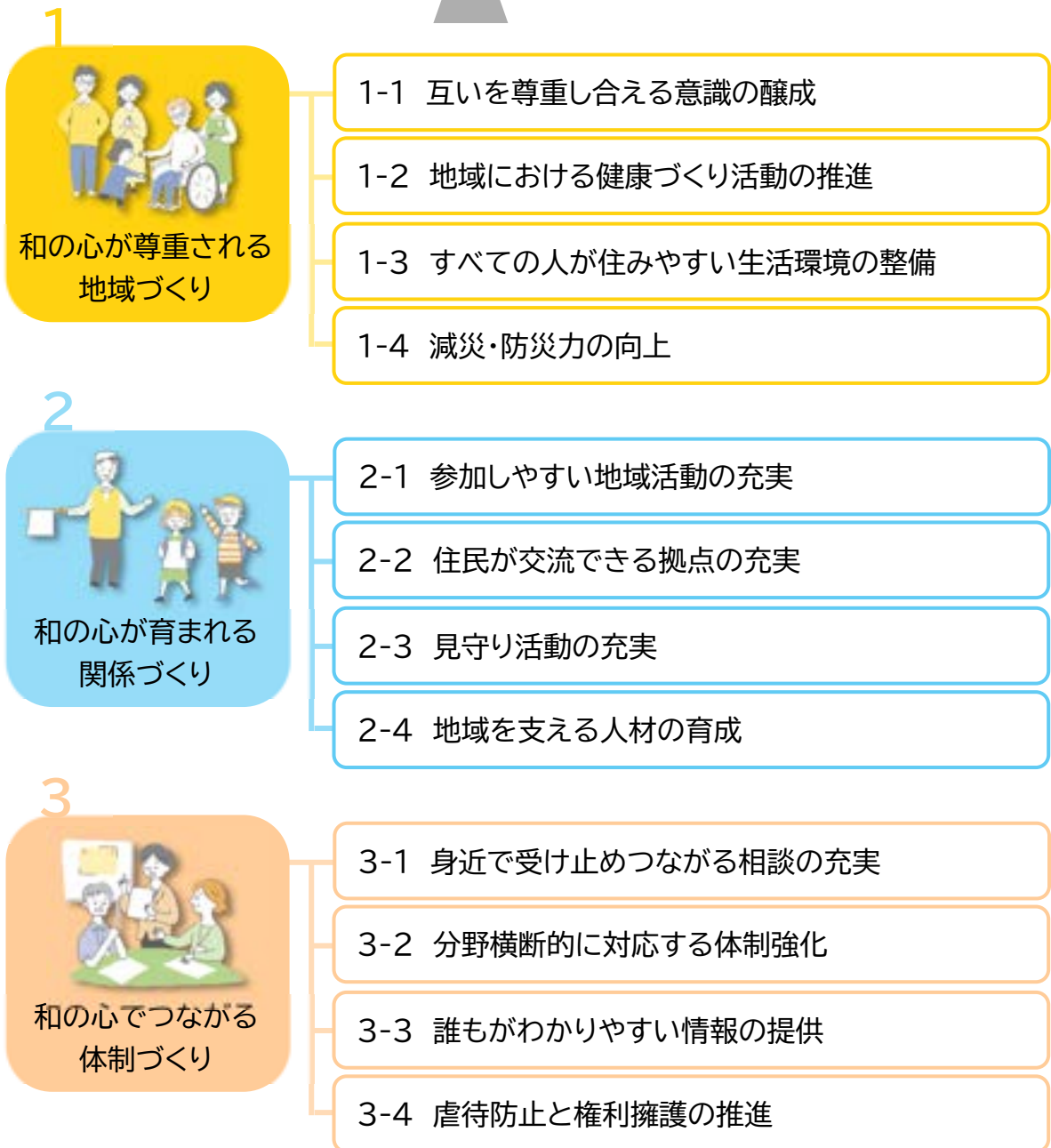
3 施策体系

〈基本理念〉

みんなが支え合い「和の心」でつながるまち＝たいし＝
すべての住民が安心していきいきと暮らせるまち



理念の実現に向けて







第 4 章

施策の展開

1. 和の心が尊重される地域づくり
2. 和の心が育まれる関係づくり
3. 和の心でつながる体制づくり



1 和の心が尊重される地域づくり

施策の方向性1-1 互いを尊重し合える意識の醸成

現状と課題

- ◇地域には、子どもや子育て家庭、高齢者、障がい者をはじめ、日々の生活の中で様々な課題を抱えながら暮らしている人が増加しており、地域での助け合い、支え合いには住民一人ひとりが福祉意識を持つことが重要となっています。
- ◇アンケート調査では、地域の人々が互いに助け合っているもしくは支え合っていると感じるかについて、約4割の人が「感じていない」と回答しており、地域で助け合い、支え合いの意識醸成が必要となっています。

今後の方向性

- ◆相手の立場に立って物事を考え、接することができる思いやりの心を醸成するため、福祉意識の向上を図ります。
- ◆共に支え合い助け合う地域福祉の考え方が広く浸透するよう、啓発活動に取り組みます。



みんなで
できること



○福祉に関心を持ち、自分の地域にボランティアなどの支え合いがあるかを調べてみましょう。

〈具体的な取り組み〉

町が取り組むこと

①福祉意識の高揚

- ・広報「たいし」や町社協の広報紙「ふれあい」、町ホームページ等により、地域福祉活動やボランティア活動等の情報提供に努め、福祉意識の高揚を図ります。
- ・様々なイベントにおいてボランティアとのかかわりを持つことで、身近なものと感じ自然と担い手意識が高まるよう努めていきます。

②福祉教育の推進

- ・福祉体験の実施支援など、幼少期から福祉について理解を深める教育を推進します。

③各学校園の教育振興事業

- ・地域に開かれた学校園、特色ある学校園づくりをめざした学校園運営を行い、「豊かな心」「元気なこども」を育てます。

①小中学生を対象にした福祉教育の実施

- ・町内の小中学生を対象に、車いす体験や高齢者疑似体験等の福祉教育を実施していきます。

②ボランティア情報の発信

- ・町社協協報紙、ボランティアだより、ホームページやSNS等で、町のボランティア活動等に関する情報を発信します。

③各種ボランティア講座・研修の開催

- ・ボランティア活動を始めていただくきっかけづくりとして、各種ボランティア講座を開催します。また、登録ボランティアのスキルアップを目的とした研修会も企画していきます。

④ボランティア体験事業の充実

- ・若年層の方や学生がボランティア活動に興味をもってもらう場づくりとして、大阪府ボランティア市民活動センターと連携し、ボランティア体験事業を充実させていきます。



◆ボランティア体験事業の様子



◆ボランティア講座・研修の様子

施策の方向性1-2 地域における健康づくり活動の推進

現状と課題

- ◇生涯にわたっていきいきと暮らすためには、住民一人ひとりが主体的に健康寿命の延伸に取り組む必要があります。
- ◇アンケート調査の結果では、健康状態がよいと感じた人が多くなっています。
- ◇心身ともに健康で過ごせることは、幸福度の向上、つまりはウェルビーイングの実現につながり、地域における大きな活力となります。

今後の方向性

- ◆町の健康増進計画・食育推進計画「健康太子21」に基づき、生涯にわたって必要な知識や情報の普及・啓発と、運動、食生活、飲酒、喫煙、こころの健康、お口の健康、健康診査、人との交流等に関する情報発信と相談・指導等を実施します。



みんなで できること



- 家族、友人、近隣の人や仲間と一緒に楽しく健康づくりに取り組みましょう。
- 地域の中で健康づくりの取り組みを進めましょう。

〈具体的な取り組み〉

①地域の医療機関との連携

- ・健康づくり推進会議を開催し、医療関係者等との情報共有を行います。
- ・特定健診、特定保健指導の連携を通して、医療機関との連携を図ります。

②生活習慣病予防を軸とした事業の展開

- ・健康マイレージ事業による健康意識の向上を図り、各種事業への参加を促します。
- ・健康教育では、栄養・運動をテーマに実践と講義を取り混ぜながら、より効果のあるプログラムを実施します。また、個別指導と連続性を持たせた個人管理体制にて事業展開を行います。
- ・健康づくり推進委員研修会を実施します。
- ・健康づくり応援団を中心とした活動をベースに「健康太子21」を推進します。

③健康相談・教育等の充実

- ・月に1回の定例健康相談を開催します。
- ・2か月に1回、自殺予防を目的にこころの相談「こころほぐしの会」を開催します。
- ・健診結果について、管理栄養士・保健師が個別相談を行います。

④介護予防事業

- ・一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業を通して、フレイル予防や自立支援・重度化防止を行っていきます。

⑤子育て世代の健康づくり

- ・健康マイレージによる健康意識の向上とそのきっかけづくりをします。

①福祉団体への活動支援

- ・老人クラブ連合会（和光会）、身体障害者福祉協議会、手をつなぐ親の会、母子寡婦福祉会、遺族会等、福祉団体の活動が充実したものとなるよう支援を行っていきます。

②いきいきサロン等での介護予防体操の実施

- ・地区福祉委員が主体となり地域で取り組まれる“いきいきサロン”において、参加者が自身の健康づくりへの意識を高めるための介護予防体操等を推進します。

③小地域ネットワーク活動(いきいきサロン活動)

- ・地区福祉委員が主体となり、地域のボランティアの協力を得ながら、地域の高齢者・障がい者が自宅に引きこもらないように、集会所等の集まりやすい場所で、生きがいづくりや健康づくりの活動を行います。
- ・サロン代表者への勉強会などを実施するなど、サロン活動の支援を行います。



◆いきいきサロンの様子



施策の方向性1-3) すべての人が住みやすい生活環境の整備

現状と課題

- ◇すべての人が安全で快適に生活できるよう、歩道や公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化は推進されており、今後も継続的な取り組みが求められています。
- ◇移動手段の確保については、依然としてニーズが高くなっている中で、地域公共交通の再編に取り組むなど、移動支援の強化を図っています。

今後の方向性

- ◆誰もが安心して安全に外出できるよう、引き続き、道路・歩道をはじめとした公共施設や交通機関等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めるとともに、安心して暮らし続けられる移動手段の検討を行います。



みんなで
できること



○地域でどのようなバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化が必要かを話し合い、手助けできることに協力しましょう。

〈具体的な取り組み〉

①観光案内サイン及びパンフレットの整備

- ・観光案内サインの整備により、来訪者の誘導及び利便性を図ります。

②生活道路の維持補修

- ・住民生活の安全性と防災性の向上を図るため維持修繕並びに改良・拡幅・整備に努めます。

③歩道の整備

- ・すべての人が利用しやすい歩道整備を推進します。

④公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

- ・公共施設等について、新設や改修の際には、すべての人が利用しやすいよう、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努めます。

⑤多様な移動手段の創出と支援の強化

- ・地域公共交通の実施状況を確認しつつ、多様な移動手段の創出と、地域における助け合い・支え合いによる移動サービスに対する支援の強化を行います。
- ・地域公共交通について、利用促進を図るための周知啓発を行います。

町が
取り組む
こと

①車いすの貸し出し

・車いすの貸し出しにより、外出や移動が困難な方の社会参加を促進します。

②車いす移動車ふれあい号の貸し出し

・車いす移動車の貸し出しにより、外出や移動が困難な方の社会参加を促進します。



◆たいしのってこバス



◆観光案内看板

施策の方向性1-4 減災・防災力の向上

現状と課題

- ◇高齢化や核家族化に伴う世帯構造の変化から支援を必要とする家庭が多くなっており、高齢者、障がい者、妊婦、子ども・子育て家庭等、配慮の必要な方への災害時の支援体制の強化を図る必要があります。
- ◇アンケート調査結果では、災害に対して行っている取り組みとして、必要な備品の準備や災害対策の情報を得ることの割合が高くなっています。

今後の方向性

- ◆日頃から要配慮者を見守りながら、地域での助け合い・支え合いの関係を築き、いざというときには個人情報保護条例に基づいた情報共有による要配慮者の安否確認や支援を行なえる体制づくりを進めます。
- ◆感染症拡大の対策として、正しい知識と対策が住民に行き届くよう広報・啓発に努めます。



みんなで できること



- 日常の近所付き合いや見守り活動等を通して、災害時に支援や配慮が必要な方の状況を把握しましょう。
- 常日頃から災害に関する情報収集を心がけ、いざという時に命を守る行動をどのようにとるべきか考えておきましょう。

〈具体的な取り組み〉

①自主防災組織の育成

- ・自主防災組織のさらなる組織化を推進するため、研修や訓練等に対する支援等を行い、自主防災組織の育成を推進します。

②防災資機材整備費事業

- ・自主防災組織に対して防災資機材整備費の助成を行います。

③避難行動要支援者名簿作成の推進・情報発信

- ・災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等を事前登録し、防災担当部署並びに関係団体と情報共有します。
- ・町社協と連携し、避難行動要支援者名簿登録者の個別支援計画の作成・見直しを行います。

④避難所における災害時保健活動

- ・被災者に対して、生命と安全な暮らしの確保を図り、避難生活に伴う二次的な健康被害の予防に努めます。
- ・有事に備え、平常時から支援体制等の机上訓練等を行います。

⑤感染症対策の推進

- ・日常生活や地域福祉活動において、新興感染症に対して必要な情報提供・支援を行うとともに、感染症予防の普及啓発に努めます。

①災害ボランティア登録制度

- ・様々な災害を教訓に、平常時から災害支援ボランティア登録を実施します。

②防災・減災の取り組み啓発

- ・町社協役員や地区福祉委員、登録ボランティアへの防災研修、町、消防団等が実施する防災訓練への参加協力、非常持ち出し袋等の説明・紹介等、防災減災に関する取り組みを推進します。
- ・町、消防団等が実施する防災訓練では、高齢者や幼児でも食べることができる様々な非常食の試食、災害用備品や非常持ち出し袋の展示、災害ボランティアセンターに関するパネル展示等を行い、住民への啓発活動を行います。また、災害が起きたことを想定した避難所体験を実施し、災害に対する意識高揚を図ります。

③防災研修の実施

- ・町社協役員や各地区福祉委員会を対象とした研修会に、防災・減災をテーマにした研修を定期的に取り入れます。



◆防災研修の様子



2 和の心が育まれる関係づくり

施策の方向性2-1 参加しやすい地域活動の充実

現状と課題

- ◇地域での助け合い・支え合いを推進するため、地域コミュニティ内での活動や交流を活発にするとともに、元気な高齢者を含む幅広い年齢層の方が地域活動に参加できるきっかけづくりが必要です。
- ◇アンケート調査では、地域で行われている行事やボランティア活動への参加をしたことがない人は約4割となっており、今後の参加要件についても、自分にあった時間と内容の活動であることと回答した割合が高くなっています。

今後の方向性

- ◆住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、人とひと、地域間のつながりを深めるため、福祉分野に限らない環境美化活動や観光促進を目的とした行事等を通して、多世代の地域住民同士のつながりや地域への愛着を育みます。



みんなで
できること



○行事や活動の目的を再認識し、地域の行事に積極的に参加しましょう。

〈具体的な取り組み〉

町が取り組むこと

①クリーンキャンペーン事業

- ・町会・自治会を中心に各種団体及び地域住民が公共の場の清掃活動を行うことにより、ごみ事業の関心を高め、年間を通じて良好な環境維持のため美化清掃運動を実施します。

②再生資源集団回収補助事業

- ・町会・自治会等の集団回収実施団体に対して補助金を交付します。

③社会教育関係団体育成事業

- ・社会教育関係団体（PTA連絡協議会、地域婦人会、青少年指導員会）等に対して補助金を交付します。

④ふれあい TAISHI の開催

- ・社会教育関係団体をはじめとする各種団体による模擬店・ステージの催しを通して、親子、大人、子ども、地域の人々の交流の場を設定し、青少年の健全育成を図るとともに、地域の仲間づくりを推進します。

⑤竹内街道灯路祭りへの支援

- ・竹内街道のかつてのにぎわいや風情あるたたずまいを継承するため、街道を灯ろうの明かりでライトアップさせるほか、スタンプラリーや軒下ギャラリー等、地域住民が手づくりで行うイベントを協働で実施します。

⑥太子聖燈会への支援

- ・町を愛する人々が聖徳太子の和の精神を尊び、人々の幸せを願い、ろうそくに火を燈すことにより、魅力あるまちづくりとまちの活性化を協働で実施します。

⑦文化祭事業

- ・日常の活動の発表の場、住民相互の交流の場として文化祭を開催します。

⑧交流推進事業

- ・太子ゆかりの地友好都市（大阪府太子町、兵庫県太子町、奈良県斑鳩町）との交流を推進します。

①地区福祉委員会活動の活性化

- ・各地区福祉委員会が実施する、“ふれあい広場”や“なかよし広場”等、地域での交流事業や世代間交流事業等の推進に努めます。

②防災減災に関する取り組みの推進

- ・町社協役員や地区福祉委員、登録ボランティアへの防災研修、町・消防団等が実施する防災訓練への参加協力、非常持ち出し袋等の説明・紹介等、防災減災に関する取り組みを推進します。
- ・子どもの頃から防災について学ぶことができるよう、可能な限り、防災減災に関する取り組みを推進します。

③地域コミュニティの活性化に関する取り組み

- ・高齢者や障がい者、子育て世帯が地域で孤立することのないように、地域コミュニティの活性化について町会・自治会と協働で取り組んでいきます。

④福祉団体への活動支援

- ・老人クラブ連合会（和光会）、身体障害者福祉協議会、手をつなぐ親の会、母子寡婦福祉会、遺族会等、福祉団体の活動が充実したものとなるよう支援を行っていきます。

施策の方向性2-2 住民が交流できる拠点の充実

現状と課題

- ◇地域住民のつながりの希薄化が進む中、既存施設を有効活用し、サロン等の開催や多世代の交流を行うことで地域住民の親睦を図る必要があります。
- ◇アンケート調査では、地域における助け合いや支え合いの活動を活発化するためには、日頃から近所や地域で助け合える信頼関係を築くことの割合が高くなっています。

今後の方向性

- ◆地域活動の場として、生涯学習センター、集会所や公共施設等、既存施設の有効活用に努めます。
- ◆地域で開催されるサロン活動を実施することにより、様々な交流機会の創出に努めます。



みんなで
できること



- 身近な交流の場として、生涯学習センター、集会所等を利用しましょう。
- 各種サロン活動へ積極的に参加しましょう。

〈具体的な取り組み〉

町が取り組むこと

①生涯学習センター活動事業

- ・誰もが生きがいを持って豊かな人生を歩むため、継続的な学習活動を通して自らを高め、豊かな心を育むことができるように多様な教室を開催し、学習機会を提供します。

②既存施設の活用

- ・地域住民が気軽に集うことができる場所として、集会所や公共施設等、既存施設の利用促進を図ります。

③保護者間の交流の場や機会の創出

- ・ファーストベビー講座を開催等、保護者間の交流の場や機会を創出します。
- ・子育てボランティアの育成を図ることに加え、子育て世帯訪問支援事業への支援者登録を促進します。

④高齢者交流サロンの実施〈重層事業〉

- ・地域住民の担い手によって、高齢者が身近な場所で気軽に集まることのできる、高齢者交流サロンの運営を支援します。

⑤地域における住民組織への支援

- ・高齢者交流サロン、老人クラブなど地域における住民組織の活動を支援するために、補助金を交付するとともに、各団体の活動支援を行います。
- ・高齢者交流サロンにおいて行っている高齢者と子育て中の親子による異世代交流を支援します。

①総合福祉センターの活用

- ・総合福祉センターの指定管理者として、センター施設や町社協多目的広場、ふれあい農園等を有効活用した事業の展開に努めます。

②小地域ネットワーク活動(いきいきサロン活動)

- ・地区福祉委員が主体となり、地域のボランティアの協力を得ながら、地域の高齢者・障がい者が自宅に引きこもりにならないように、集会所等の集まりやすい場所で、生きがいづくりや健康づくりの活動を行います。
- ・サロン代表者への勉強会などを実施するなど、サロン活動の支援を行います。



◆ファーストベビー講座の様子



◆生涯学習センター

施策の方向性2-3 見守り活動の充実

現状と課題

- ◇見守り活動の担い手の育成、関係団体や事業者との連携、日常の近所付き合いにおけるあいさつ等を通して、地域での見守り活動を活発にすることにより、安全・安心な地域づくりを進める必要があります。
- ◇アンケート調査では、住民による自主的な助け合い、支え合いの関係が必要だと回答した人の割合は7割以上と、自主的な助け合い、支え合いが求められています。

今後の方向性

- ◆住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、また、支援を必要とする人が地域の中で孤立することのないよう、日頃からのあいさつ・声かけをはじめ、支援を必要とする人の情報把握等により地域での見守り体制の充実に努めます。



みんなで
できること



○日常の近所付き合いにおけるあいさつや声かけを行い、お互いのことを気にかけて、異変がある場合は関係機関に相談するようにしましょう。

〈具体的な取り組み〉

町が取り組むこと

①青色防犯パトロール事業

- ・地域住民及び職員のボランティアにより、小中学生の下校時や放課後の子どもの安全見守り活動を実施します。

②学校園防犯対策事業

- ・幼児・児童・生徒が学校園内外で安心して生活できるよう、施設の整備を進めるとともに、学校安全ボランティア等と連携して安全確保に努めます。

③防犯カメラ設置の推進

- ・町会、自治会等で設置する防犯カメラに対する助成を行い、安全で安心なまちづくりを推進します。

④地域の事業者との連携〈重層事業〉

- ・販売、配送事業者等と連携して、要配慮者の相談に応じ、支援につながります。

⑤地域支え合い体制の整備

- ・安心太子見守りネットワーク事業登録者情報を定期的に更新し、支援が必要な高齢者に対するセーフティネットの強化を図るとともに、孤独死等の防止に努めます。
- ・一人暮らしの高齢者等の見守り活動の支援を行います。

⑥民生委員・児童委員による見守り

- ・民生委員・児童委員による地区での見守り活動が円滑に行えるよう支援します。

①小地域ネットワーク活動(見守り友愛訪問活動)〈重層事業〉

- ・日頃自宅に閉じこもりがちで社会との交流が少ない人に定期的に地区福祉委員が訪問し安否の確認を行います。



◆青色防犯パトロール



施策の方向性2-4 地域を支える人材の育成

現状と課題

- ◇ボランティア活動は奉仕の精神に基づく尊い活動であり、地域の様々な福祉課題の解決に向けて、地域でのボランティア活動への意識の高揚や醸成をめざして取り組みを進める必要があります。
- ◇少子高齢化や人口減少に伴う地域福祉活動の担い手不足が問題となっています。地域福祉における各種団体や組織、自主的な担い手の育成は喫緊の課題となっています。

今後の方向性

- ◆町社協が行う小地域福祉活動の主体的な推進を図るため、地域におけるキーパーソンとなる人の育成を進めます。
- ◆子ども会や青年会等だけでなく、町会・自治会等についても若い世代が積極的にかかわれる環境づくりを進め、多世代が共に地域の担い手となれる環境づくりに努めます。
- ◆住民のボランティア意識の向上と担い手の育成のため、町社協と連携して、幅広い年齢層がボランティアにかかわれるよう様々な事業や支援を行います。



みんなで
できること



- 住民一人ひとりが、助け合い・支え合いの精神による地域の担い手であることを意識しましょう。
- ボランティア活動に興味を持ち、積極的に参加しましょう。

〈具体的な取り組み〉

町が
取り組むこと

①ボランティア活動の機会の拡大

- ・身近な地域でボランティア活動ができるよう、高齢者、障がい者、子ども・子育て支援に関するボランティアへの参加の機会に合わせ、地域サロン活動や居場所づくりを促進し、地域におけるボランティア活動の拡大を図ります。

②地域福祉活動の担い手の育成

- ・町会・自治会等の地域組織や民生委員・児童委員、地域における高齢者や児童生徒への見守り活動等の担い手の育成に積極的に取り組みます。

③地域における各種団体の活動支援

- ・町会・自治会等の地域組織や地域福祉活動を行う各種団体、老人クラブ等について、活発な活動が維持されるよう支援に努めます。

④見守り活動の担い手の育成

- ・認知症サポーター（認知症を正しく理解して、認知症の人や家族を温かく見守る応援者）やゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人）の養成に取り組みます。

①ボランティアセンター機能の強化

- ・ボランティアセンター機能を強化するための取り組みを推進します。

②ボランティアグループ活動の支援

- ・ボランティアグループ連絡会に所属する各ボランティアグループへの活動助成金を交付するとともに、活動の支援を行います。

③ボランティアが活動する場所の確保

- ・ボランティアが活動場所として使用することができる拠点の確保について、既存の施設や、空き施設の活用等を進めます。

④地域におけるキーパーソンの育成

- ・地域福祉活動のキーパーソンとなるコーディネーターやリーダーの育成を進めます。



◆ゲートキーパー養成講座の様子



3 和の心でつながる体制づくり

施策の方向性3-1 身近で受け止めつながる相談の充実

現状と課題

- ◇少子高齢化や独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加、若者・壮年の就労形態の変化やライフスタイルの多様性に伴い、個人や世帯の課題が複雑化・複合化しています。
- ◇住民一人ひとりの悩みや困りごとを関係機関と連携して受け止め、どのような相談内容であっても適切な支援につなげる等、縦割りでない包括的な支援が求められています。
- ◇アンケート調査では、日頃からの悩みや不安を相談できる相手がいる人は8割以上となっていますが、その相談先として多くは家族や親族となっており、相談場所として、役場の相談窓口や町社協の機能強化、周知啓発が求められています。

今後の方向性

- ◆身近な地域の相談相手として、住民に対して民生委員・児童委員の活動の周知を図るとともに、行政、町社協、各専門相談機関の機能強化と職員の資質の向上に努めます。
- ◆重層的支援体制整備事業の実施により、どのような相談内容であっても受け止めて適切な支援へとつなぐ包括的な相談支援体制づくりを進めます。



みんなで
できること



○悩みや困りごとがあるときは一人で抱え込まずに、家族・親せきをはじめ民生委員・児童委員、行政、町社協等へ相談するようにしましょう。

〈具体的な取り組み〉

①包括的な相談支援体制の強化〈重層事業〉

- ・本人・世帯の属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止めて、適切な支援へとつなぐ包括的な相談支援体制を推進します。
- ・介護保険サービスの相談をはじめ、認知症や権利擁護などの多様な相談に対応するため、地域包括支援センターにおける高齢者の総合相談事業を推進します。

②相談体制の充実

- ・民生委員・児童委員や町社協等との連携を密にし、援護を必要とする世帯の的確な把握に努めます。
- ・必要な人に必要な支援が行き届くよう、相談窓口の周知並びに相談員の強化等、相談体制の充実を図ります。

③コミュニティソーシャルワーカー相談事業<重層事業>

- ・制度の狭間や複数の福祉課題を抱える等、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に向けて、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が対応するとともに、複合的なケース等については関係機関と連携します。

④ひとり親家庭に対する相談体制の充実

- ・ひとり親家庭の自立に必要な情報提供をするとともに、相談体制を整えます。

⑤虐待や権利擁護の相談支援<重層事業>

- ・地域包括支援センターや役場窓口、関係機関等において、虐待や権利擁護の相談支援を行います。

⑥地域生活課題に対する人権相談活動の充実・強化

- ・地域生活課題である、子ども、女性、障がいのある人、高齢者、部落差別（同和問題）、外国人、性的マイノリティなどの人権問題の解決に向けて、太子町人権協会を支援関係機関に位置づけ、人権相談活動の充実・強化を図ります。

⑦子ども家庭センターの設置<重層事業>

- ・「太子町子ども家庭センター」を中心に、妊娠期から18歳までの育児、子どもの成長を切れ目なく支援します。

⑧困難な問題を抱える女性への相談支援

- ・女性は、障がいのある人、高齢者、部落差別（同和問題）、外国人、性的マイノリティなどに対する差別や社会的排除の経験に加え、性的な被害や女性特有の問題により、社会的・経済的困難などが複合化・複雑化することが多く、これらの困難な問題を抱える女性への支援のため、女性相談支援員を配置し、関係機関と連携するとともに相談窓口機能の強化に努めます。

①心配ごと相談事業<重層事業>

- ・民生委員・児童委員協議会の協力により、身近な悩みごと、生活、家庭問題や福祉に関する相談支援を行います。

②コミュニティソーシャルワーカーによる総合相談事業<重層事業>

- ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による総合相談により、制度の狭間や複数の福祉課題を抱える等、既存の福祉サービスだけでは対応が困難な事案について、様々なサービスや関係機関と連携することにより問題解決に向けて取り組みます。

③福祉サービス等の苦情解決相談事業

- ・苦情受付・解決担当職員や第三者委員（担当役員）により、福祉サービス等の利用に際しての苦情解決相談を行います。

施策の方向性3-2 分野横断的に対応する体制強化

現状と課題

- ◇何らかの生活課題を抱えた人や世帯が、さらに困難な状況に落ち込まないように支援する制度や仕組みであるセーフティネット機能を強化する必要があります。
- ◇障がい者やひとり親家庭等の就労や経済面で支援を必要とする方をはじめ、制度の狭間にある人や既存の制度や支援では対応できない人等が安心して暮らすことができる支援が求められています。

今後の方向性

- ◆住み慣れた地域で誰もが生涯にわたり安心して暮らすことができるよう、支援を必要とする人や世帯の状況や情報を把握し、適切な支援が行き届くように努めます。
- ◆支援を必要とする人が地域で孤立することのないよう、地域の支え合い体制の強化を図ります。



みんなで
できること



○日常の近所付き合いや見守り活動等を通して、支援が必要な方の状況を把握し、必要に応じて様々な制度や支援につなげるようにしましょう。

〈具体的な取り組み〉

①コミュニティソーシャルワーカーの配置〈重層事業〉

- ・制度の狭間や複数の福祉課題を抱える等、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組むコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置により、複合化・複雑化した相談について関係機関と協働して対応します。

②障がい福祉サービスの充実

- ・障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関と連携しニーズに応じた障がい福祉サービスの提供に努めます。
- ・安定的なサービスの提供が確保されるために、大阪府等が実施する研修の周知及び活用により人材育成に努めます。

③生活困窮者への支援

- ・生活困窮者への経済的自立を支援するため、生活保護制度や生活福祉資金貸付等、生活困窮者自立支援制度の周知と活用を促進します。

町が取り組むこと

④地域支え合い体制の整備

- ・高齢者世帯が安心して生活できるよう、日常生活用具の給付・貸与、緊急通報装置貸与事業、愛の一声見守り訪問事業、「食」の自立支援事業や救急医療情報キットの配布事業等を推進します。

⑤子育て支援センター機能の強化〈重層事業〉

- ・子育て家庭等に対する育児不安等についての相談、子育てサークル等への支援、遊びの教室、子育ての情報提供等を実施し地域の子育て家庭に対する育児を支援します。

①コミュニティソーシャルワーカーによる総合相談業務の推進

- ・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による総合相談により、制度の狭間や複数の福祉課題を抱える等、既存の福祉サービスだけでは対応が困難な事案について、様々なサービスや関係機関と連携することにより問題解決に向けて取り組みます。

②愛の小箱貸付事業(善意銀行事業)〈重層事業〉

- ・一時的に生活困窮の状態になった場合に、1万円を上限として貸付を行う独自の貸付事業を活用し、生活困窮者の自立を促進します。

③大阪府生活福祉資金貸付窓口業務〈重層事業〉

- ・低所得者、障がい者または高齢者の世帯等を対象に資金を貸し付けることにより、援助指導を行うことで経済的自立や生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営むことができるように支援します。

④年末年始レスキュー太子事業(地域歳末たすけあい運動配分金事業)〈重層事業〉

- ・「地域歳末たすけあい運動」の一環として実施している事業で、年末から年始にかけて一時的に生活が困窮し、緊急で食料等の支援が必要な世帯に対し、現金や現物(食料品)を給付し、世帯の自立を支援します。

⑤生活困窮者自立支援に関する連携強化〈重層事業〉

- ・生活困窮問題をはじめとする様々な相談について、自立相談支援事業所や子ども家庭センター、しあわせネットワーク(府内の社会福祉施設による社会貢献事業)と連携し、問題の解決にあたります。

施策の方向性3-3 誰もがわかりやすい情報の提供

現状と課題

- ◇地域福祉を推進するため、福祉に関する情報を入手することは、地域の担い手確保や地域の実情を把握するためのきっかけづくりになります。
- ◇アンケート結果から、情報の入手先は、役場窓口や広報紙、町会・自治会の役員や回覧板の割合が高いことを踏まえて、引き続き住民が情報を得やすい体制づくりを推進する必要があります。

今後の方向性

- ◆広報紙やホームページ等を充実することにより、地域住民に必要な情報が適切に届く体制づくりを進めます。
- ◆状況によっては、インターネット等の媒体を活用した情報発信を検討します。



みんなで できること



○福祉に関する情報について、広報紙やホームページ、回覧板等を通して常日頃から関心を持つようにしましょう。

〈具体的な取り組み〉

①広報たいしの充実

- ・情報公開・情報提供の方法として毎月1回広報紙を発行し、様々な行政の情報を発信します。

②町ホームページの充実

- ・よりよい情報発信をめざして、ホームページの更新と内容の充実を図ります。

③地域自立支援協議会による情報提供

- ・障がい者の事業所が参加する地域自立支援協議会を活用して、身近な事業所を通じて、障がい者やその家族に障がい福祉に係る情報提供を行います。

④様々な媒体を活用した情報発信

- ・身近に情報が取得できるよう、SNS等を活用した情報発信の実施に努めます。

①町社協広報紙の充実

・町社協広報紙“ふれあい”の内容の充実に取り組みます。

②インターネットによる情報発信の充実

・ホームページの内容の充実や、SNS等を活用した情報発信に努めます。

③地区福祉委員会の情報発信

・いきいきサロン活動、見守り友愛訪問活動等の支えあい活動に関する取り組みを町社協ホームページやSNSを活用して積極的に紹介します。



◆町社協広報「ふれあい」

施策の方向性3-4 虐待防止と権利擁護の推進

現状と課題

- ◇高齢者、障がい者、子ども等をはじめ、すべての住民の人権が尊重され、その権利が侵害されないよう、虐待や暴力を排除する必要があります。
- ◇高齢化の進行から今後ますます認知症の人が増える可能性があります。また、知的障がい者・精神障がい者等も年々増加傾向にあり、判断能力に不安を抱える人への成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進により、権利擁護を進める必要があります。

今後の方向性

- ◆配偶者等に対する暴力や高齢者・障がい者・子ども等への虐待防止に向け、通報・相談体制の充実を図るとともに、関係機関によるネットワークを整備し、早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。
- ◆判断能力が十分でない認知症の人、知的障がい者、精神障がい者等の権利が守られ、必要な援助を受けることができるよう、権利擁護について周知を図り、成年後見制度の利用促進に努めます。



みんなで
できること



○普段の生活において周囲の異変に気づき、虐待や暴力の疑いのある場合は行政等の担当窓口や警察等の専門機関に相談しましょう。

〈具体的な取り組み〉

①人権教育事業

- ・人権教育推進協議会事業の活動を推進します。

②成年後見制度の利用促進〈成年後見制度利用促進基本計画の推進〉※第5章記載

- ・認知症の人、知的障がい者、精神障がい者等、財産管理や契約の締結等に必要な判断能力が低下した人に対して、本人に代わり、これらの行為を行う成年後見制度の周知に努め、利用の促進を図ります。

③高齢者・障がい者・子どもに対する虐待防止

- ・高齢者・障がい者・子どもへの虐待防止や早期発見・早期対応を図るため、地域住民、民生委員・児童委員、その他関係機関等と連携します。

④要保護児童対策地域協議会〈重層事業〉

- ・児童虐待等の要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者または特定妊婦の問題に対し、地域の各関係機関及び団体が連携を密にし、子ども家庭センター等の関係機関との連携や情報共有を図りながら、発見からサポートまでの総合的な虐待防止の取り組みを行います。

⑤児童虐待防止体制の充実〈重層事業〉

- ・「太子町こども家庭センター」を設置し、すべての子ども及び妊産婦等の家庭の相談支援や要支援児童及び要保護児童に対して、より専門的な支援業務が行える体制を整えます。

⑥総合学校支援事業〈重層事業〉

- ・いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、児童生徒を取り巻く様々な環境に着目して支援を行い、課題解決を図るコーディネーター（スクールソーシャルワーカー（SSW））を活用します。
- ・学校支援チーム事業として、いじめを中心とした児童生徒の問題行動等の未然防止及び早期対応・早期解決、相談体制の充実を図るため、様々な専門性を有する相談員等が連携して学校への多面的な支援を行います。

⑦再犯防止に向けた取り組みの推進〈再犯防止推進計画の推進〉※第5章に記載

- ・更生保護に携わる保護司会や更生保護女性会の活動を支援し、地域における再犯防止への理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」の取り組みを推進します。

①日常生活自立支援事業〈重層事業〉

- ・判断能力が十分でない認知症の人、知的障がい者、精神障がい者等が、地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、日常的な金銭管理等の支援を行います。

②コミュニティソーシャルワーカーによる総合相談業務の推進

- ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による総合相談により、制度の狭間や複数の福祉課題を抱える等、既存の福祉サービスだけでは対応が困難な事案について、様々なサービスや関係機関と連携することにより問題解決に向けて取り組みます。

③人権問題に関する研修会等への参加

- ・人権問題に関する研修会等に積極的に参加し、人権問題に関する意識の高揚に努めます。





第 5 章

地域福祉と一体的に推進する事項

1. 重層的支援体制整備事業実施計画
2. 成年後見制度利用促進基本計画
3. 再犯防止推進計画



1 重層的支援体制整備事業実施計画

(1) 実施方針





少子高齢化の進行や単身世帯の増加、価値観の多様化など社会環境が大きく変化したことにより、生活を送る中で直面する課題が複雑化・複合化しています。

子育て、介護、障がい、生活困窮などの分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かしつつ、複雑化・複合化した課題を抱える世帯を必要な支援につなげるため、早期発見のためのアウトリーチ機能の拡充や支援機関の連携強化、個々のニーズに合った居場所や活動とのマッチング機能の強化など一体的に取り組む重層的支援体制整備事業を展開します。

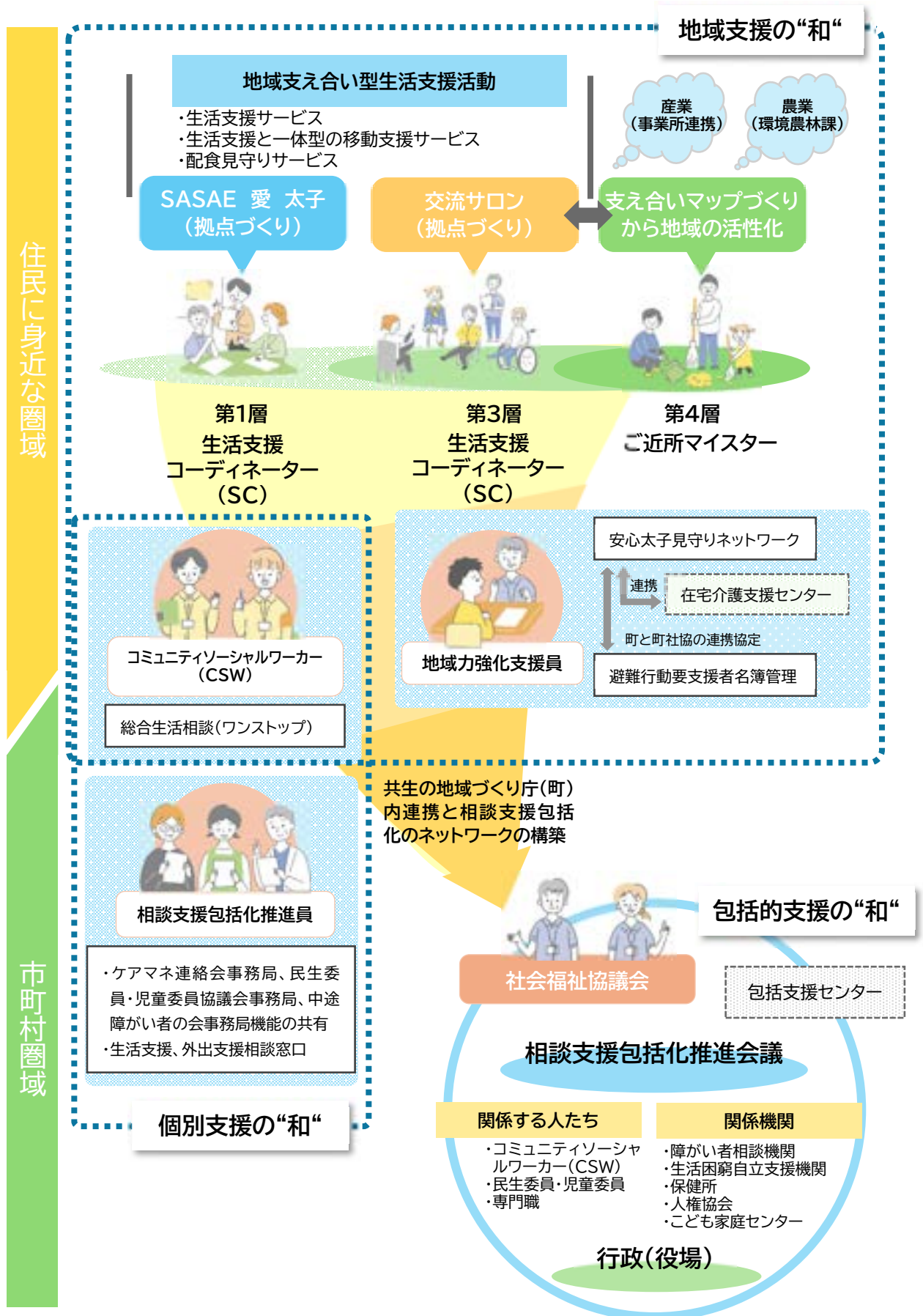
なお、重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第106条の4第2項に基づく取り組みで、本町では令和4年度から本格実施しています。

本町の考える包括的な支援体制の仕組みに示す支援体制で一体的に展開します。

■ 分野別基本方針

 <p>子育て</p>	<p>○地域の多様な主体がそれぞれの役割を果たしつつ協働し、子どもや子育て家庭に切れ目ない支援を実現します。</p> <p>【対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業（基本型、太子町こども家庭センター、妊娠等包括相談支援型）、地域子育て支援拠点事業
 <p>障がい者</p>	<p>○障がいのある人の自己選択・自己決定及び社会参加を促し、住み慣れた地域で安心して暮らせるための支援を実現します。</p> <p>【対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター等機能強化事業、地域活動支援センター事業
 <p>介護(高齢者)</p>	<p>○高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的な相談及び支援を実現します。</p> <p>【対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域介護予防活動支援事業（サロン送迎事業、高齢者交流サロン事業、男のたまり場、元気ぐんぐんトレーニング）
 <p>生活困窮</p>	<p>○生活困窮を理由に社会的リスクが高まらないよう、誰一人取り残さない支援を実現します。</p>

■本町における「地域共生社会」の実現に向けた体制図



■第1層から第4層までの解説

第1層

市町村圏域を表しており、この区域に対して生活支援コーディネーター1人を配置することとなっています。本町においては、圏域が1つとなっています。

第2層

日常生活圏域を表しており、町村において市町村圏域と日常生活圏域が同じであることから、生活支援コーディネーターを配置する必要がなく、本町では第2層はありません。

第3層

本町においては、市町村圏域とは別に概ね人口1,000人に1箇所で開催している「交流サロン」を第3層と位置づけ、その代表が生活支援コーディネーターの役割を担っています。

第4層

本町においては、地域支え合いマップづくりを行った地区を第4層と位置づけています。

※第3層・第4層における活動により、幅広く住民の声を拾い上げる体制の構築を目指しています。

(2) 提供体制に関する事項

① 包括的相談支援事業

各分野の相談支援事業について、現行の相談体制を維持し連携を図り、各相談機関が分野を越えた適切な相談支援に取り組みます。

■実施体制

主な対象	事業	相談支機関・窓口	設置数	設置形態 運営形態		対象圏域
高齢者	地域包括支援センター	太子町地域包括支援センター	1	町	直営	全域
障がい者	相談支援事業	基幹相談支援センター	1	社会福祉法人	委託	近隣町村
		福祉介護課	1	町	直営	全域
子ども・保護者	利用者支援事業	子育て支援センター	2	町 学校法人	直営 委託	全域

② 参加支援事業

既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間の調整を行い、多様な社会参加の実現をめざします。

■参加支援事業の実施体制

実施機関名	設置数	設置形態 運営形態
太子町 健康福祉部 福祉介護課	1	町 委託

③地域づくりに向けた支援事業

既存の地域づくりに関する事業の取り組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取り組みのマッチングなどを通じ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うものです。

■地域づくり事業

主な対象	実施事業名・実施内容(拠点の役割)	実施拠点数	設置形態 運営形態	対象圏域
高齢者	高齢者交流サロン 地域の高齢者などが気軽に集うことができる場の提供	11	委託	全域
	男のたまり場 地域の65歳以上の方、その他支援のために活動にかかわる方を対象に、調理実習などの活動の中で介護予防に向けた取り組み	1	直営	全域
	元気ぐんぐんトレーニング 地域の集会所等で元気ぐんぐんトレーニングを行う自主グループに理学療法士や歯科衛生士等の派遣を行い、活動支援を行う。介護予防サポーターの養成を行い、地域ボランティアによる自主グループ活動の支援を行う。	25	直営	全域
障がい	地域活動支援センター 医療・福祉及び地域の社会基盤との連絡調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発など	1	委託	全域
子ども	地域子育て支援拠点事業 乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場所として、育児不安等の相談指導、子育てサークル等の育成及び支援	2	直営	全域
生活困窮	福祉事務所未設置町村による相談事業 窓口に来られた一時的な相談支援として、生活困窮者及びその家族や関係者からの相談に応じ、必要な情報の収集を行う。	1	直営	全域



◆元気ぐんぐんトレーニング

・地域の集会所など身近な場所で筋力トレーニングを行っています。



◆男のたまり場

・調理実習などを通じて介護予防や地域交流に取り組んでいます。

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

ひきこもりの方や 8050 世帯など、複合的な課題を抱えていながら支援が行き届いていない世帯を対象に、訪問などを通じて世帯の抱える課題を把握し、適切な支援につなげる事業です。本人や家族と継続的にかかわるための信頼関係の構築やつながりの形成に向けた支援に力点を置いています。

■実施体制

実施機関名	設置数	運営形態	対象圏域
太子町 健康福祉部 福祉介護課	1	委託	全域

⑤多機関協働事業

世帯の抱える課題が複雑化・複合化しており、関係機関同士の調整では連携が困難なケースに対して、本町の連携推進担当が関係機関の調整を行うものです。必要に応じて、関係機関を招集してケース検討会議（重層的支援会議）を開催します。ケース検討会議では、支援プランを策定し、支援の方向性や各機関の役割分担を明確化します。

■実施体制

実施機関名	設置数	運営形態	対象圏域
太子町 健康福祉部 福祉介護課	1	委託	全域

■各種会議の実施体制

会議体	開催頻度	内容・役割	参加機関
重層的支援会議	随時	本人の同意のもとに作成された支援プランについて、関係機関が集まり、支援の妥当性や進捗状況について協議する。	町の関係各課 社会福祉協議会 関係事業所等
支援会議	随時	本人の同意なしに関係機関が集まり、支援の妥当性や進捗状況について協議する。	

(3) 事業目標

住み慣れた地域で、住民が望む生活ができるよう、子ども・障がい・高齢者・生活困窮者など福祉の各分野を超えた支援体制を推進します。

そのため、複合的な課題を抱えた世帯の把握、孤独・孤立の解消・防止に取り組みます。

(4) 事業評価・見直し

事業評価は毎年度、「太子町地域福祉計画」の事業評価により行います。また、庁内連携会議等において、事業の実績報告及び見直しを行います。

■事業評価のための指標

指標となる項目	主体	単位	現況 (令和6年度実績)	目標 (令和12年度)
コミュニティソーシャルワーカー 相談件数	町	件数	212件/年	250件/年
	町社協	件数	406件/年	450件/年
高齢者交流サロン事業参加者数	町	実人数	164人/年	200人/年
元気ぐんぐんトレーニング	町	箇所	25か所	27か所
高齢者交流サロン事業	町	箇所	11か所	13か所
「支え合いマップ」づくり	町	箇所	15町会	17町会
地域子育て支援センター利用親子	町	組数	1,607組/年	1,700組/年
重層的支援会議の開催	町	回数	随時実施	随時実施



◆子育て支援センター ひなたぼっこ

子育て支援センターは、親と子の遊びの場の解放や子育てに関連したイベント、子育て相談を実施しています。



2 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度は、認知症や知的・精神障がい等によって物事を判断する能力が十分でない人の財産や生活、権利を守る重要な制度です。

制度の利用を考慮すべき人や権利擁護支援の必要な人が継続してその人らしい生活を送ることができるよう、地域の気づきを促す制度の普及啓発や、サービスの利用支援、市民後見人等の育成とともに、それらを地域の多様な主体が連携して一体的に推進する、地域連携ネットワークの強化に取り組みます。

また、近年増加傾向にある身寄りのない高齢者の実態の把握に努め、適切な支援につながるよう連携体制を強化します。

施策1 地域連携ネットワークの推進

○地域連携ネットワークの中核となり、「広報」「相談」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」の4つの機能を有する中核機関の設置に向けた検討を進めます。

施策2 周知啓発

○日常的な生活の見守りや支援を受けながら、安心して地域で生活を送ることができるよう、成年後見制度について、住民に対する制度の周知啓発を行います。

施策3 相談対応

○町や地域包括支援センター、町社協、障がい者相談支援事業所などにおいて、成年後見制度の相談支援や日常生活上の困りごとの相談支援を行います。

施策4 成年後見制度利用に係る支援

○成年後見制度の利用が必要であるのに、経済的な問題などで利用することが困難な人を支援するため、申立てに係る費用や後見人などの報酬について助成を行います。

施策5 日常生活自立支援事業との連携

○町社協で実施している日常生活自立支援事業の利用者について、成年後見制度の利用が適当な場合は、制度へのスムーズな移行ができるよう連携を図ります。

3 再犯防止推進計画

犯罪をした人の中には、貧困や疾病、障がい、薬物依存、家庭機能不全、学校の中退・退学等様々な生きづらさを抱えている人がいると指摘されています。

また、高齢者や障がい者、住居や就労先を確保できない人等が罪を犯し、十分な支援を受けられないまま再度犯罪に手を染めてしまうことも見受けられます。

犯罪の未然防止に取り組むとともに、犯罪をした人が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、就労や住居の確保のための支援や、相談支援、地域との連携による支援体制を構築することをめざします。

施策1 広報・啓発活動の推進

- 保護司会、更生保護女性会などの関係機関と連携して「社会を明るくする運動」に取り組み、再犯防止や更生保護に関する啓発を推進します。

施策2 就労・住居確保に向けた支援

- 保護観察対象者等の一時的な居場所となる更生保護施設が健全に運営されるよう支援を継続します。

施策3 更生保護にかかわる団体等への支援・連携強化

- 保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの運営等の支援を継続します。
- 保護司が保護観察対象者との面接を行う際に役場等公共施設を利用するなど、引き続き保護司の活動を支援します。





資料

1. 統計資料
2. アンケート調査結果
3. 太子町地域福祉計画策定委員会委員名簿
4. 策定経過
5. 用語集



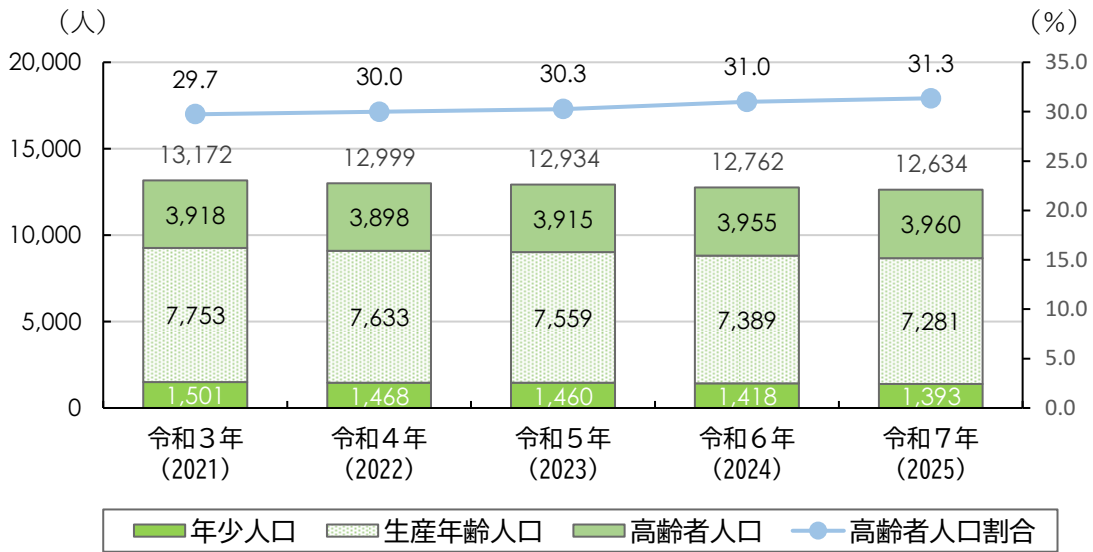
1 統計資料

(1) 人口の推移

①総人口

○人口の状況を見ると、年々減少が進み、令和7年（2025）では12,634人となっています。
 ○高齢者人口割合は、年々上昇しており、令和7年（2025）で31.3%となっています。

■年齢3区分人口の推移

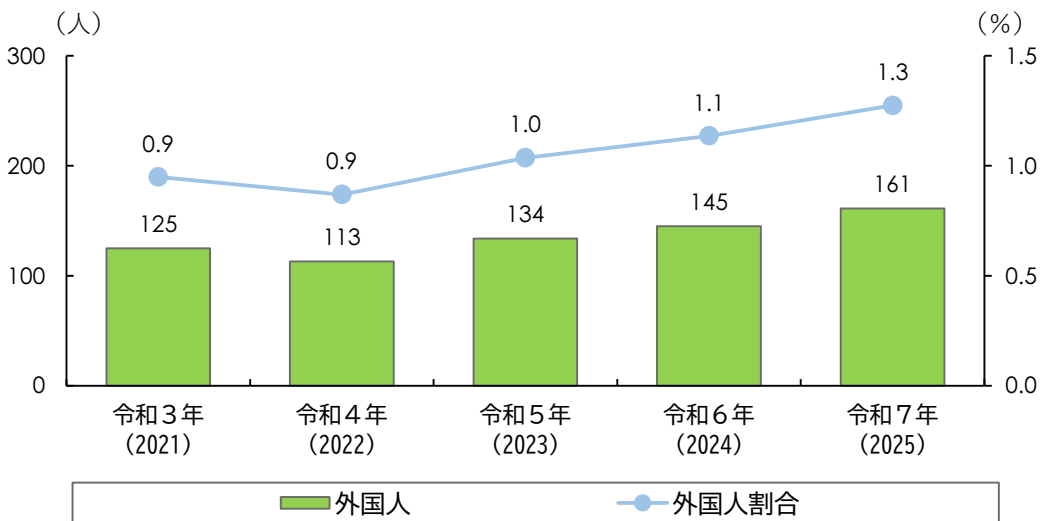


資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

②外国人人口

○外国人人口を見ると、年々増加傾向にあり、令和7年（2025）では161人となっています。

■外国人人口の推移と人口に対する割合



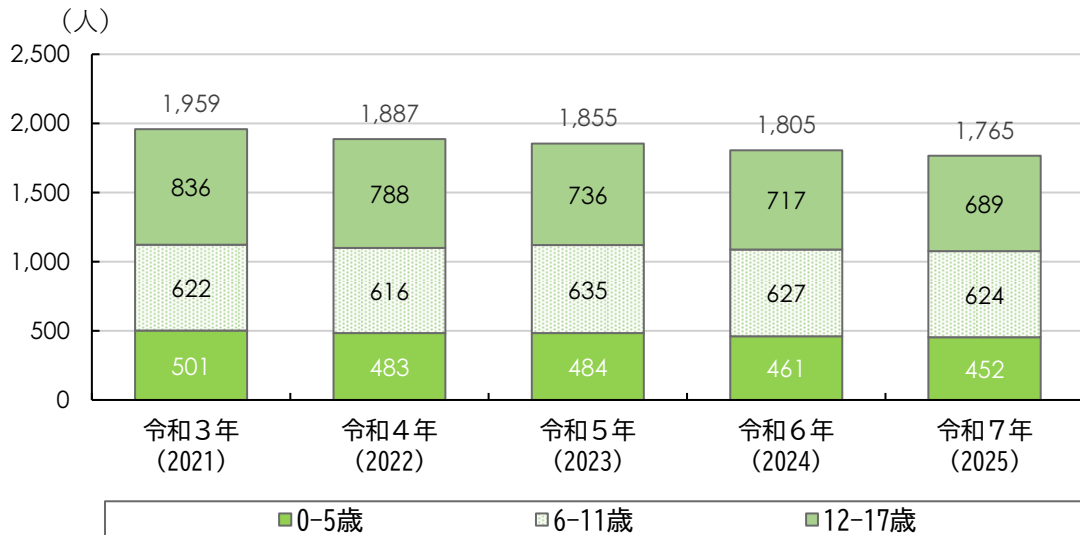
資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

③子どもの人口

○子どもの人口をみると、年々減少傾向にあり、令和7年（2025）では1,765人となっています。

○0-5歳では令和4年（2022）以降、500人を下回っています。

■子どもの人口



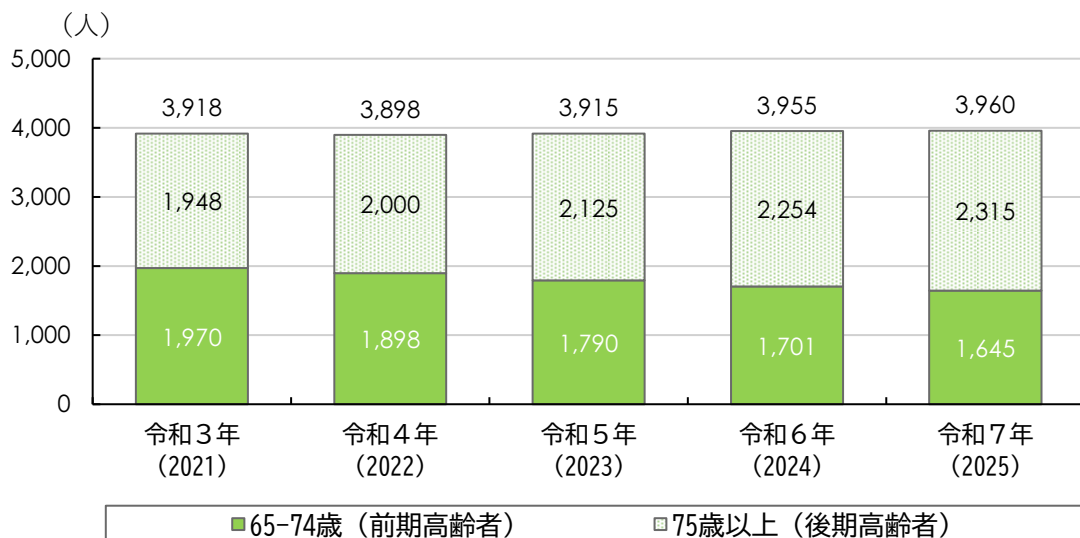
資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

④高齢者の人口

○高齢者の人口をみると、年々増加しており、令和7年（2025）では3,960人となっています。

○特に、75歳以上（後期高齢者）が増加しており、65-74歳（前期高齢者）は減少していることがわかります。

■高齢者の人口

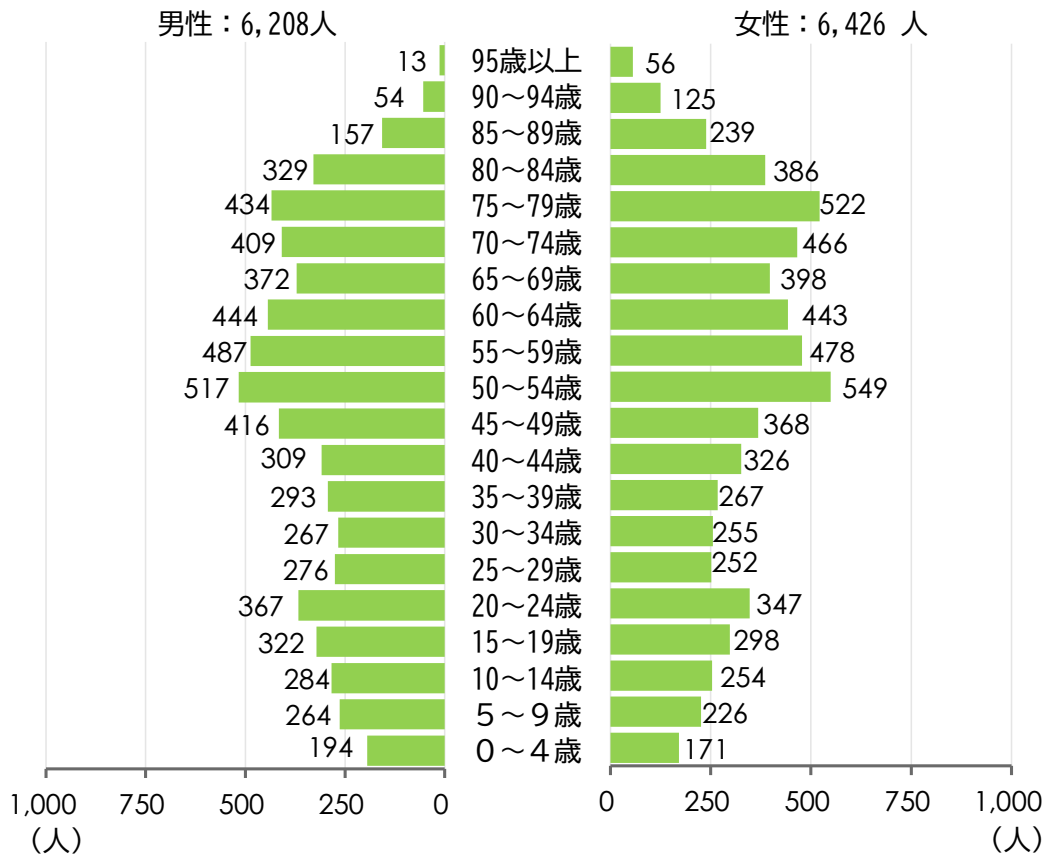


資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

⑤人口構造

○人口ピラミッドをみると、50歳代の人口が多くなっていることがわかり、今後の人口推移を考えると、ますます高齢化が進むことが予測されます。

■■人口ピラミッド



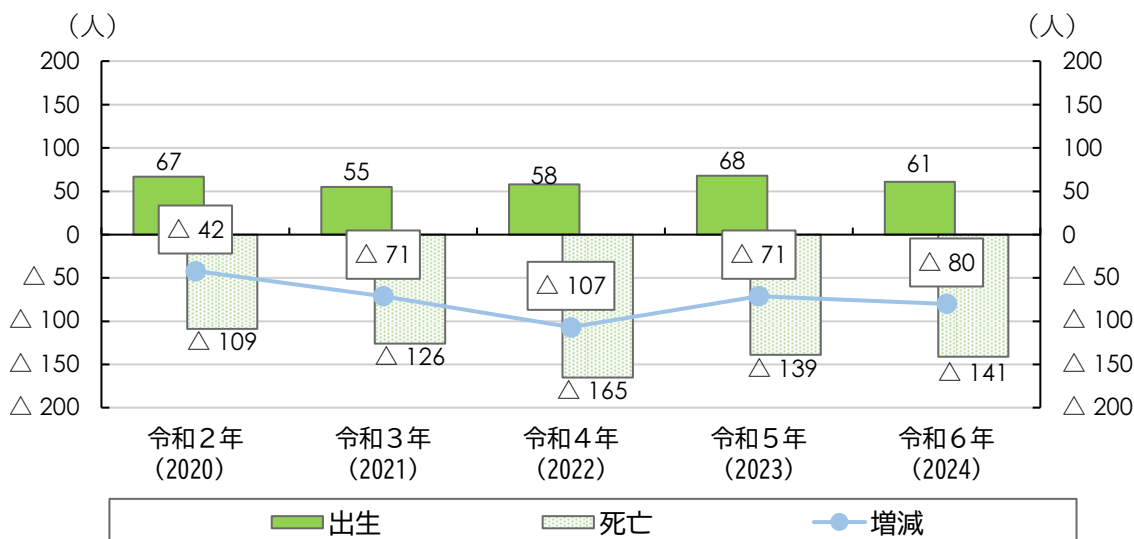
資料：住民基本台帳（令和7年（2025）3月末時点）

(2) 人口動態

①自然動態

○自然動態をみると、出生数は増減を繰り返しながら、横ばいに推移しており、死亡数は令和5年（2023）で減少したものの、増加傾向にあり、自然減少が続いています。

■自然動態（出生数、死亡数）の推移

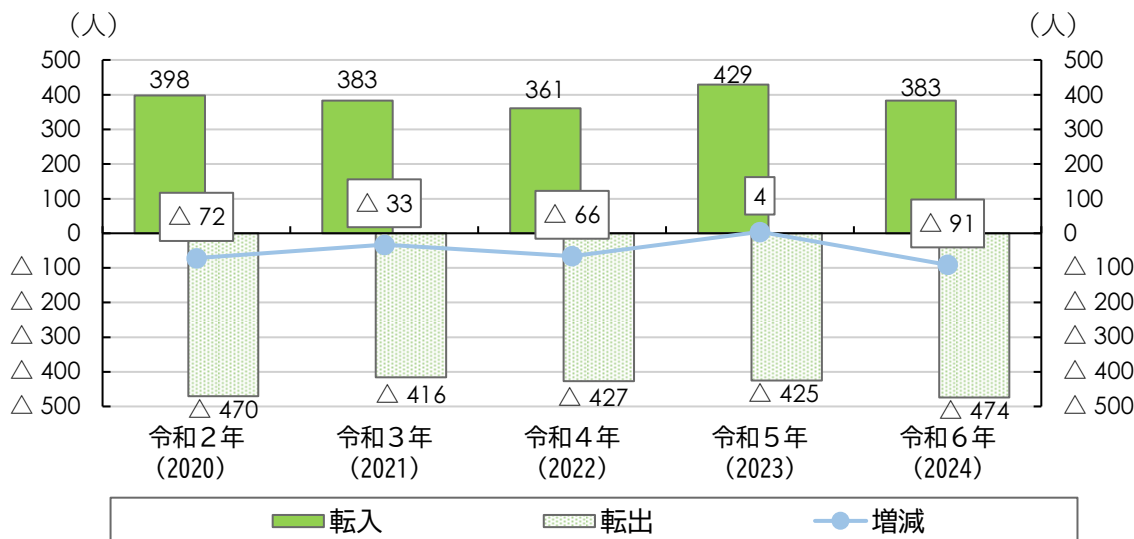


資料：太子町統計書

②社会動態

○社会動態をみると、転入数は増減を繰り返しながら、減少傾向にあり、転出数は減少があったものの、令和6年（2024）で増加しており、社会減となっています。

■社会動態（転入数、転出数）の推移



資料：太子町統計書

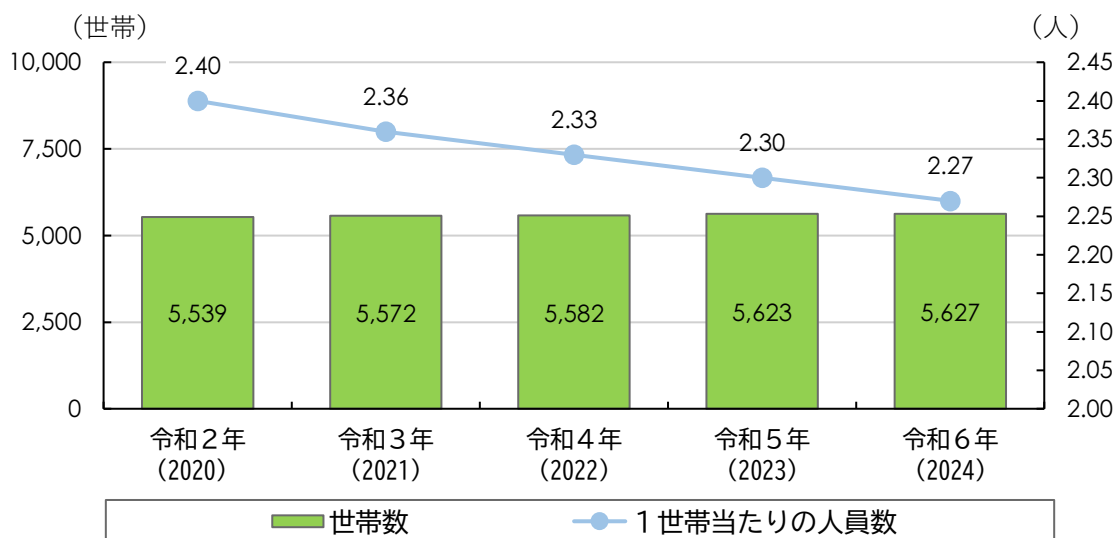
(3) 世帯の状況

①世帯数

○世帯数をみると、年々増加傾向にあり、令和6年（2024）では5,627世帯となっています。

○1世帯当たりの人員数は、年々減少しており、令和6年（2024）で2.27人となっています。

■世帯数と1世帯当たりの人員数の推移

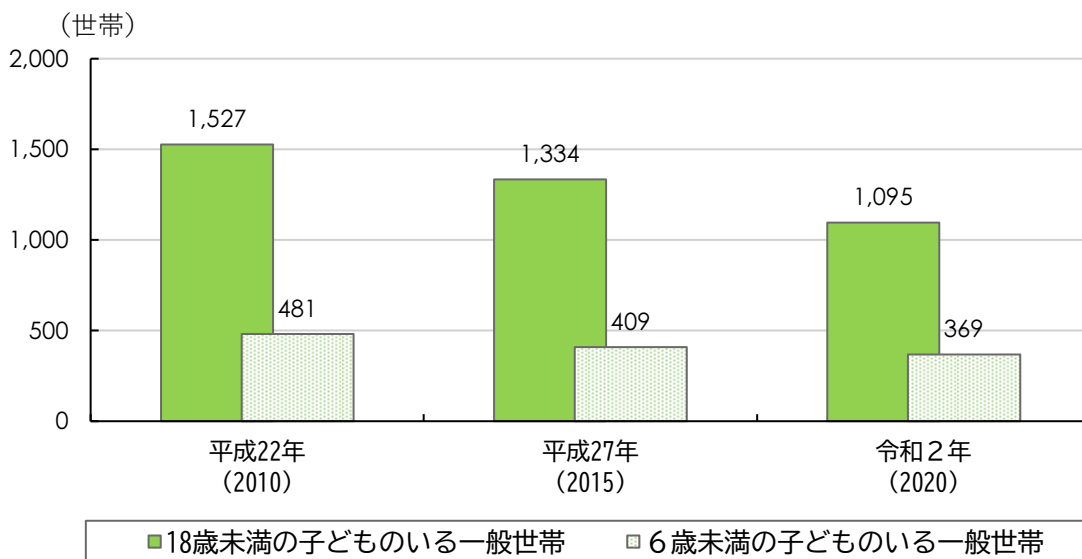


資料：太子町統計書

②子どものいる世帯

○子ども（18歳未満）のいる世帯をみると、年々減少しており、令和2年（2020）時点で1,095世帯と、10年間で約400世帯の減少となっています。

■子どものいる世帯の推移



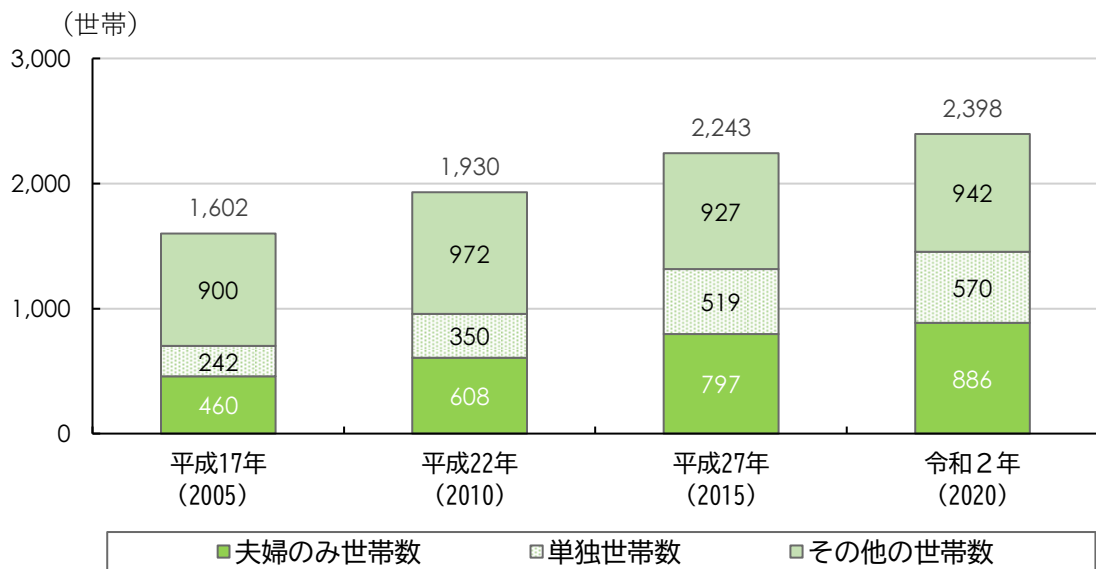
資料：国勢調査

③高齢者のいる世帯

○高齢者のいる世帯をみると、年々増加しており、令和2年（2020）時点で2,398世帯と、15年間で約800世帯の増加となっています。

○特に単独世帯、夫婦のみ世帯が増加しており、今後、支援を必要とする世帯が増加する可能性があります。

■ 高齢者のいる世帯の推移



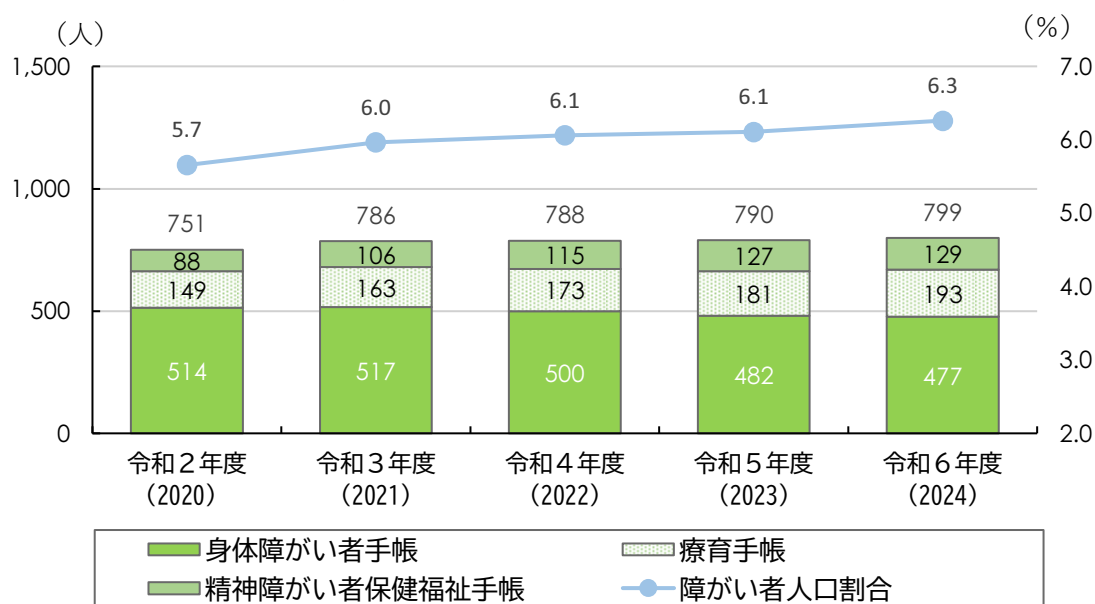
資料：国勢調査

(4) 支援を必要とする人の状況

①障がい者手帳所持者の状況

- 障がい者手帳所持者数をみると、年々増加傾向にあり、令和6年度（2024）で799人となっています。
- 身体障がい者手帳所持者は減少しているものの、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者は増加しています。

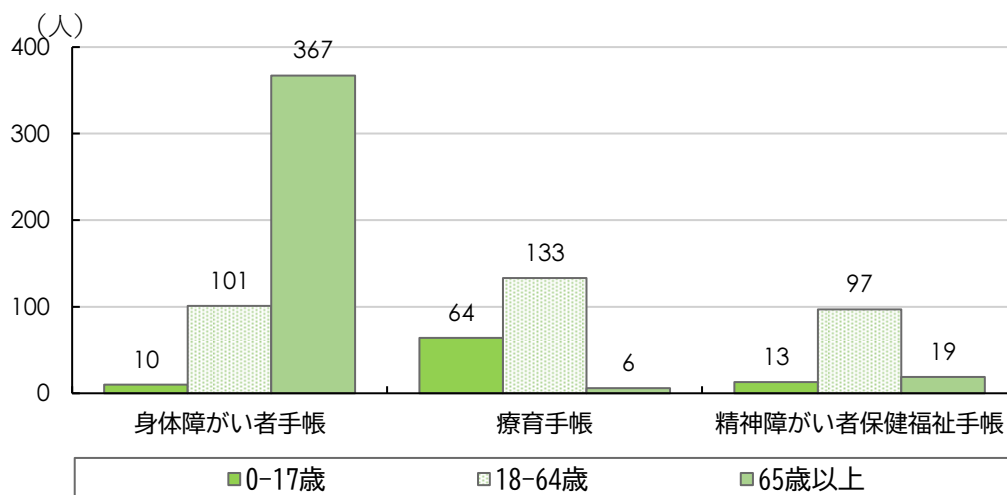
■障がい者手帳所持者数の推移



資料：太子町

- 障がい者手帳所持者の年齢別階層別内訳をみると、身体障がい者手帳所持者では65歳以上が多くなっており、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳者では、18-64歳が多くなっています。

■障がい者手帳所持者の年齢別階層別内訳



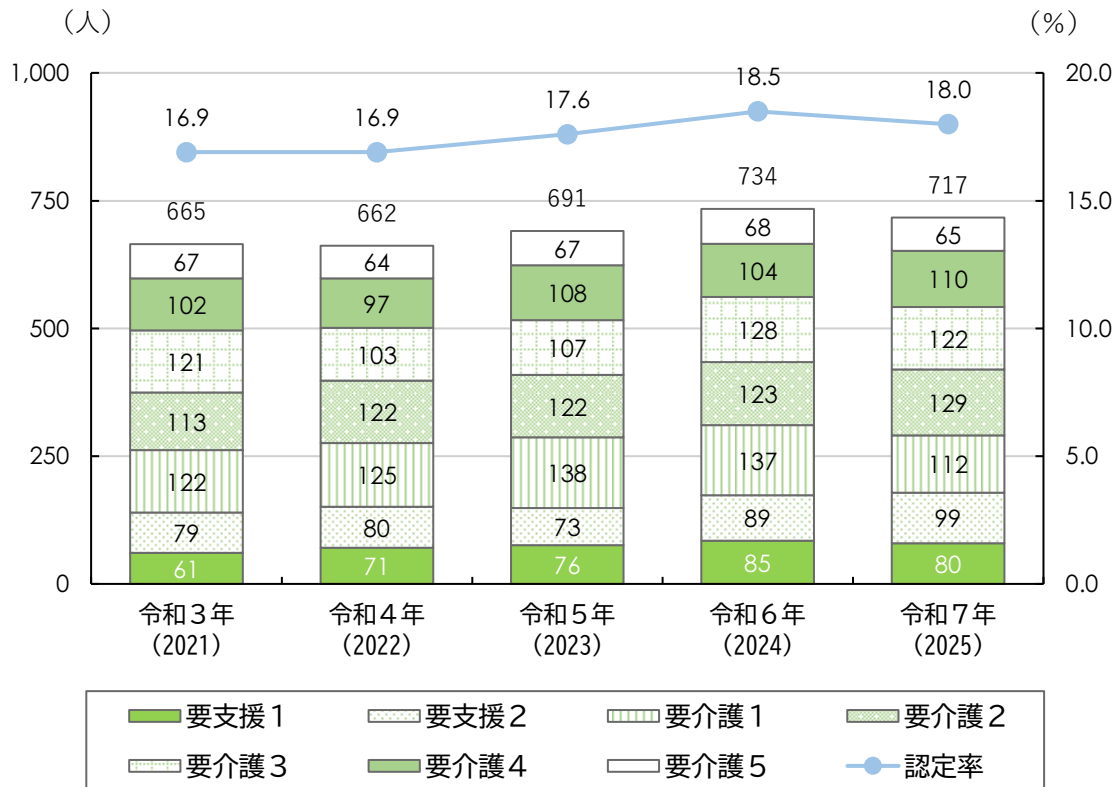
資料：太子町（令和6年度（2024）時点）

②要介護認定者の状況

○要介護認定者数をみると、令和6年（2024）まで増加していたところ、令和7年（2025）で減少し、717人となっています。

○要介護認定率は、令和7年（2025）で18.0%となっています。

■要介護認定者数と認定率の推移

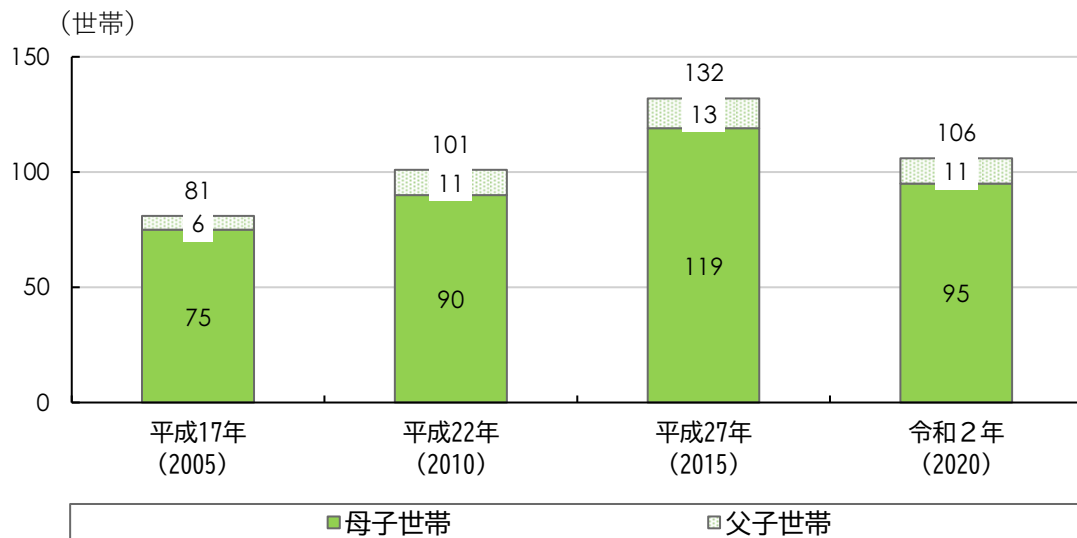


資料：地域包括ケア「見える化」システム

③ひとり親家庭の状況

○ひとり親家庭数を見ると、平成27年（2015）まで増加していたところ、令和2年（2020）で減少し、106世帯となっています。

■ひとり親家庭数の推移

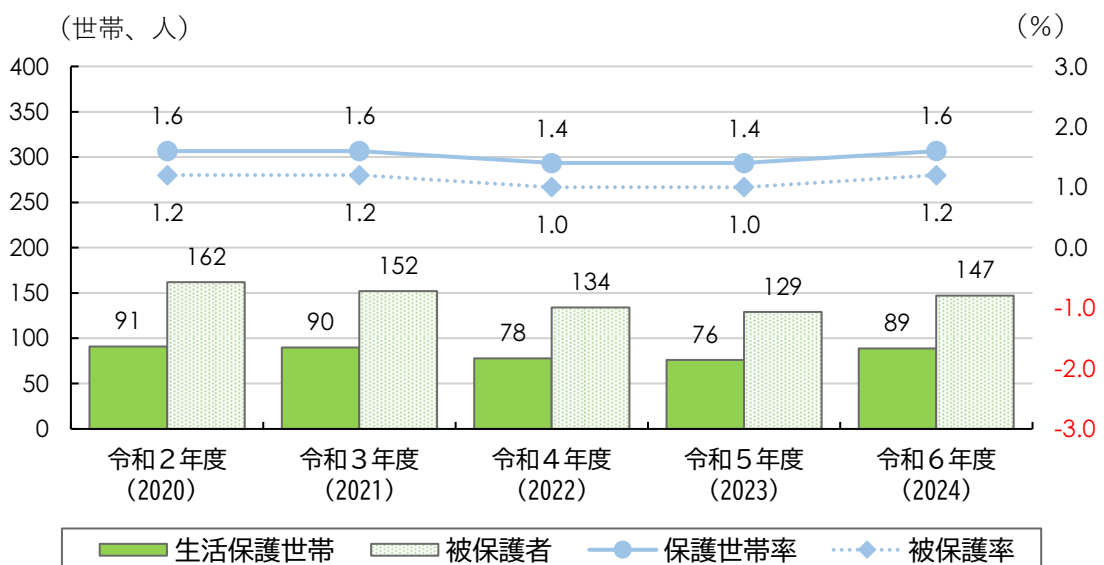


資料：国勢調査

④生活保護世帯の状況

○生活保護世帯・被保護者ともに、令和5年度（2023）まで減少傾向でしたが、令和6年度（2024）でやや増加しています。

■生活保護世帯数の推移



資料：太子町

2 アンケート調査結果

(1) 調査の目的

本調査は、「第4期太子町地域福祉計画・太子町地域福祉活動計画」の策定にあたり、住民の皆様への福祉に関するお考えやご意見をおうかがいし、計画策定の基本的な資料とすることを目的として実施しました。

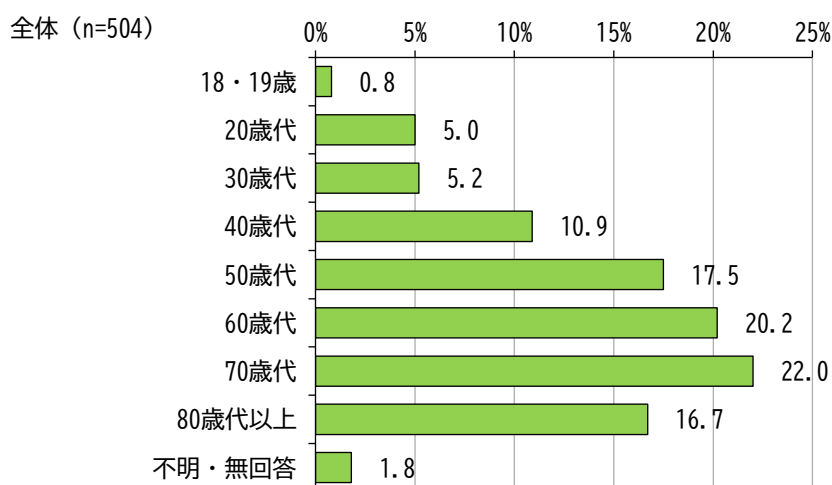
(2) 調査概要

調査対象者	町内在住の18歳以上の方（無作為抽出）
調査期間	令和7年8月13日（水）～8月29日（金）
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入及びWEB回答方式
配布数	1,000件
有効回収数	504件
有効回収率	50.4%

(3) 調査結果 ※一部抜粋

■回答者の年齢

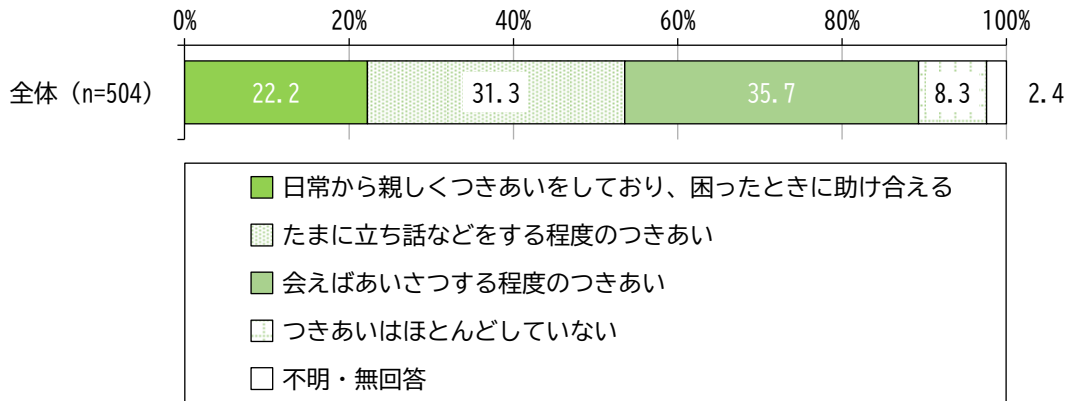
「70歳代」が22.0%と最も高く、次いで「60歳代」が20.2%、「50歳代」が17.5%となっています。



※ 次ページ以降で、特に着目すべき結果のみを抜粋して掲載します。

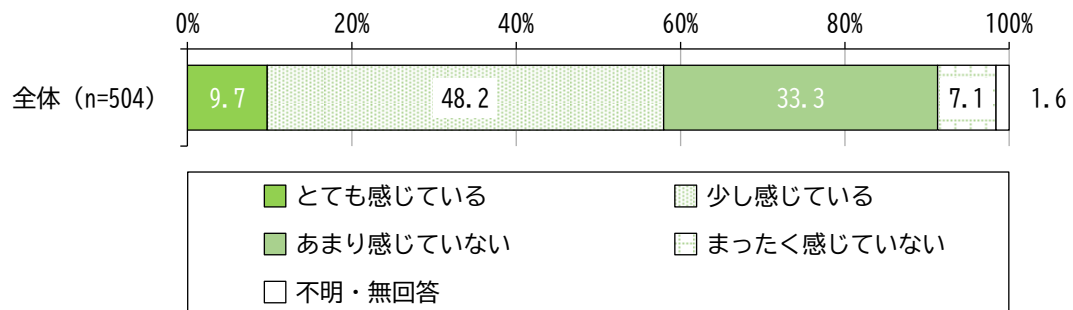
Q あなたはご近所とどのようなおつきあいをされていますか。(1つに○)

「会えばあいさつする程度のつきあい」が35.7%と最も高く、次いで「たまに立ち話などをする程度のつきあい」が31.3%、「日常から親しくつきあいをしており、困ったときに助け合える」が22.2%となっています。



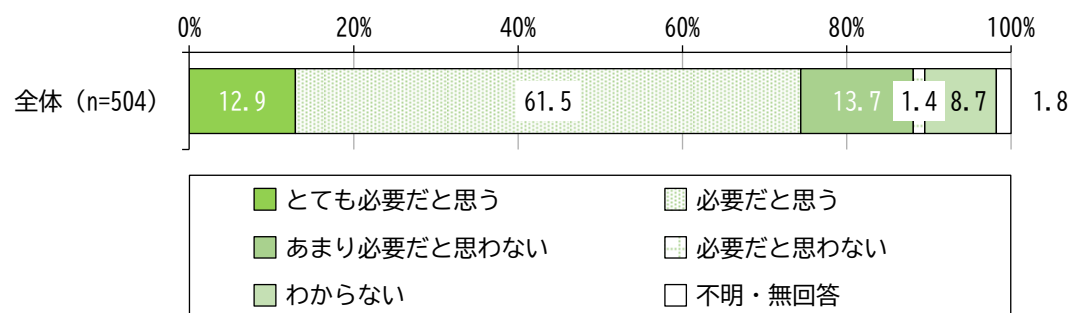
Q あなたのお住まいの地域では、地域の人々がお互いに支え合い、助け合っていると感じますか。(1つに○)

「少し感じている」が48.2%と最も高く、次いで「あまり感じていない」が33.3%、「とても感じている」が9.7%となっています。



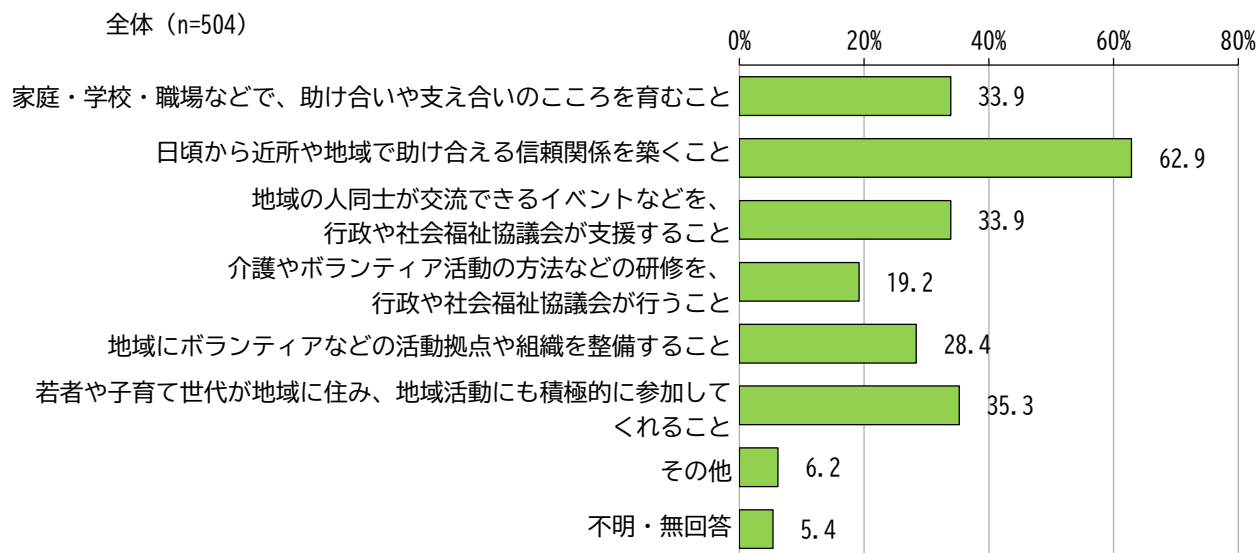
Q あなたは、住民による自主的な助け合い、支え合いの関係が必要だと思いませんか。(1つに○)

「必要だと思う」が61.5%と最も高く、次いで「あまり必要だと思わない」が13.7%、「とても必要だと思う」が12.9%となっています。



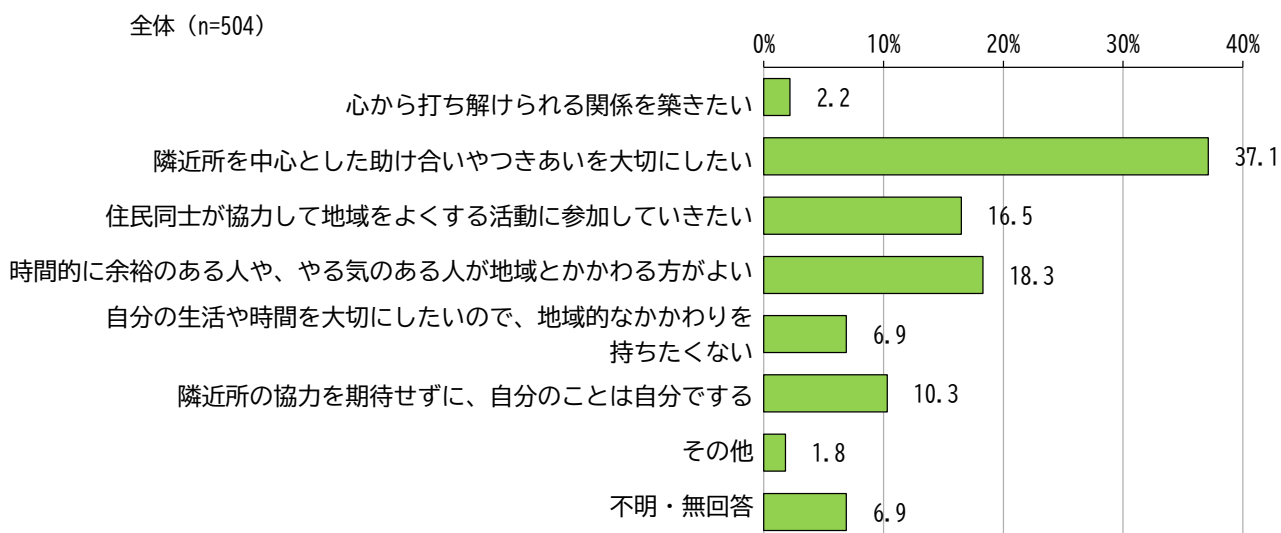
Q あなたは、地域における助け合いや支え合いの活動を活発にするためには、どのようなことが必要とお考えですか。(3つに〇)

「日頃から近所や地域で助け合える信頼関係を築くこと」が62.9%と最も高く、次いで「若者や子育て世代が地域に住み、地域活動にも積極的に参加してくれること」が35.3%、「家庭・学校・職場などで、助け合いや支え合いのこころを育むこと」「地域の人同士が交流できるイベントなどを、行政や社会福祉協議会が支援すること」が33.9%となっています。



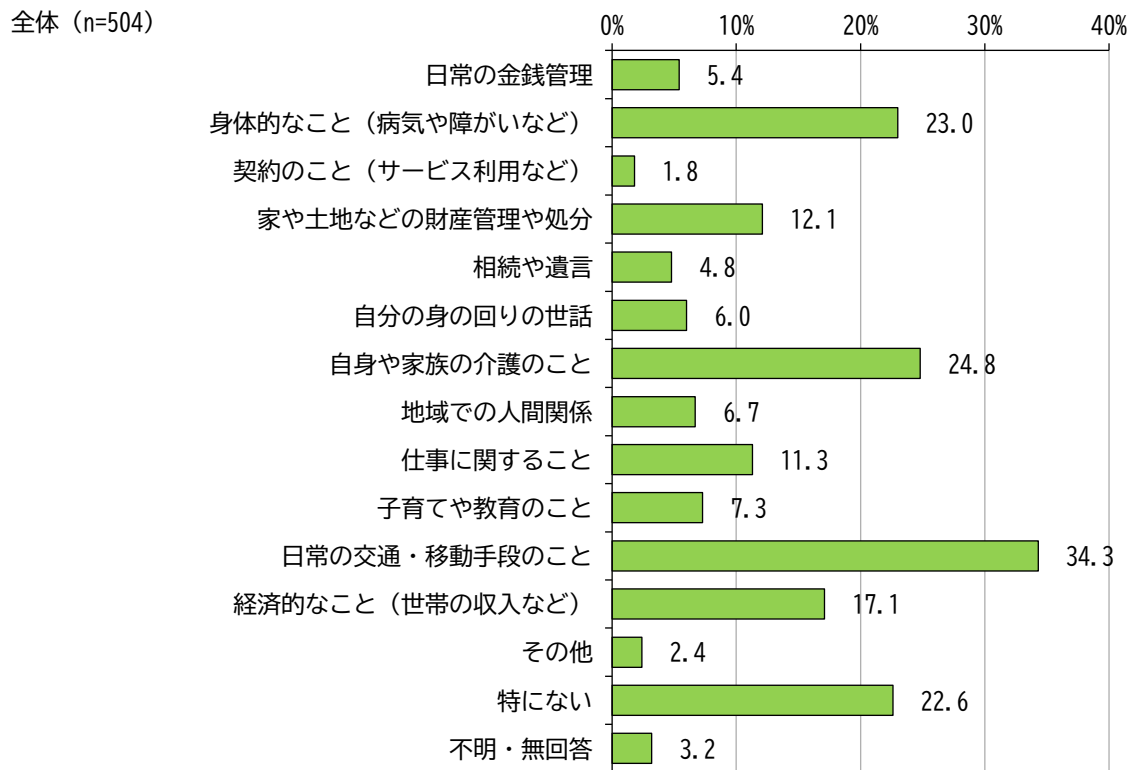
Q あなたは、地域での人とかかわりに対してどのように考えますか。(1つに〇)

「隣近所を中心とした助け合いやつきあいを大切にしたい」が37.1%と最も高く、次いで「時間的に余裕のある人や、やる気のある人が地域とかかわる方がよい」が18.3%、「住民同士が協力して地域をよくする活動に参加していきたい」が16.5%となっています。



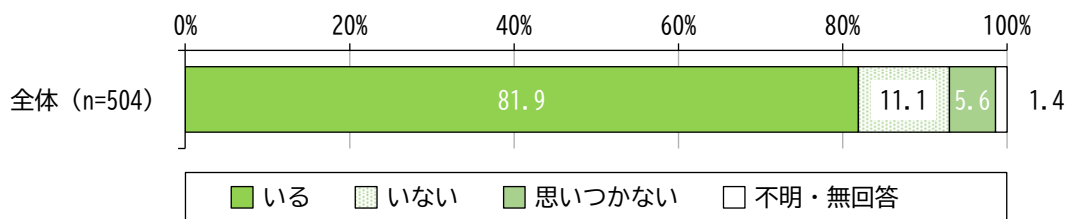
Q あなたご自身が不安に思っていることや悩んでいることはありますか。(3つまで○)

「日常の交通・移動手段のこと」が34.3%と最も高く、次いで「自身や家族の介護のこと」が24.8%、「身体的なこと（病気や障がいなど）」が23.0%となっています。



Q あなたは日頃の悩みや不安を相談できる相手はいますか。(1つに○)

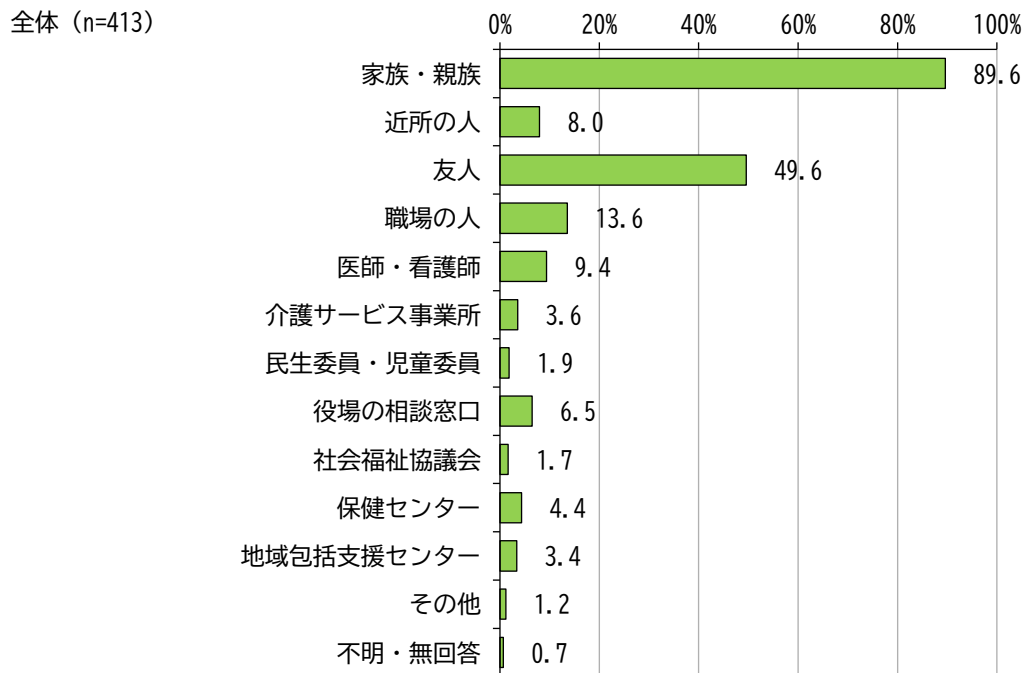
「いる」が81.9%と最も高く、次いで「いない」が11.1%、「思いつかない」が5.6%となっています。



日頃の悩みや不安を相談できる相手が「いる」と回答した方

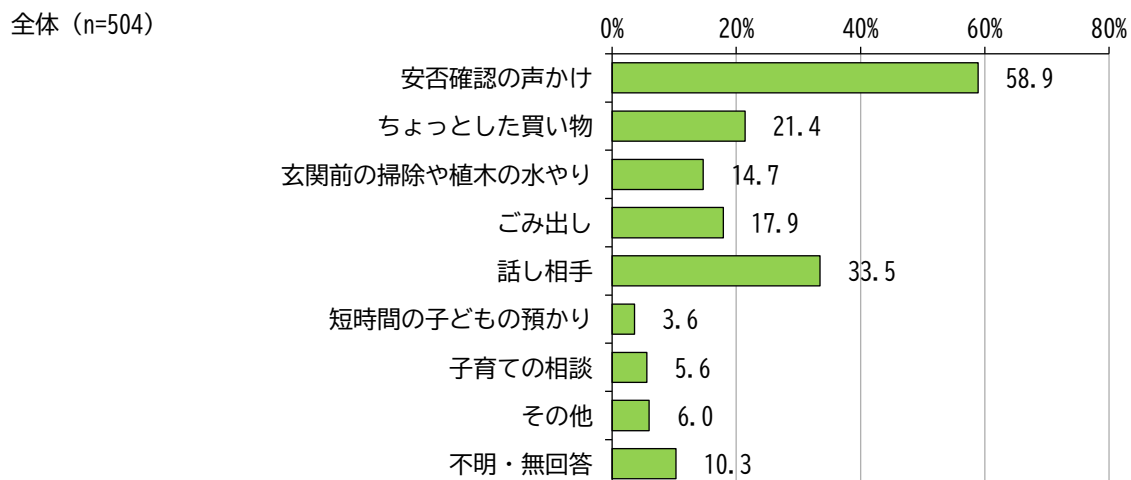
Q あなたは、悩みや不安があるときにだれ（どこ）に相談しますか。
（あてはまるものすべてに○）

「家族・親族」が89.6%と最も高く、次いで「友人」が49.6%、「職場の人」が13.6%となっています。



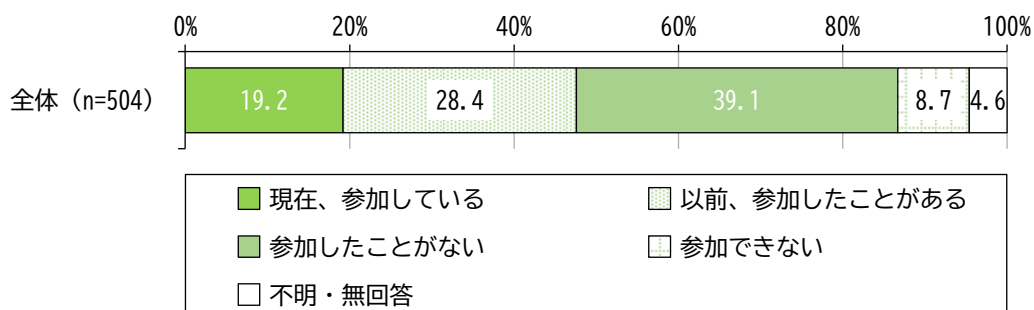
Q 地域で、高齢者や障がい者、子育てのことなどで悩んだり困っている世帯があったら、あなたができることは何ですか。（3つまで○）

「安否確認の声かけ」が58.9%と最も高く、次いで「話し相手」が33.5%、「ちょっとした買い物」が21.4%となっています。



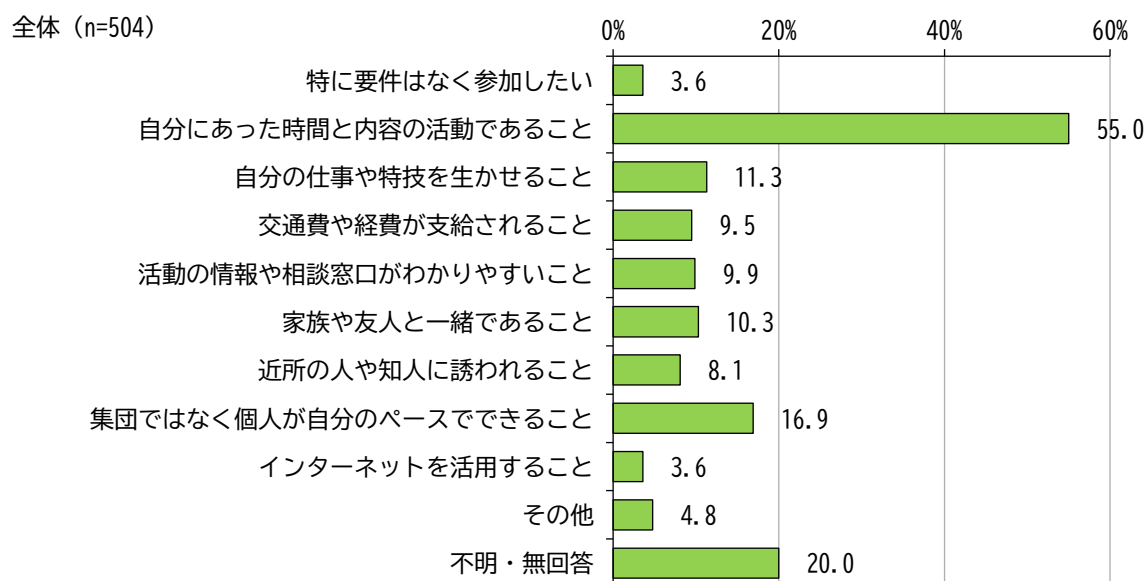
Q あなたは、地域で行われている行事やボランティア活動等の社会貢献・地域貢献の活動に参加したことがありますか。(1つに○)

「参加したことがない」が39.1%と最も高く、次いで「以前、参加したことがある」が28.4%、「現在、参加している」が19.2%となっています。



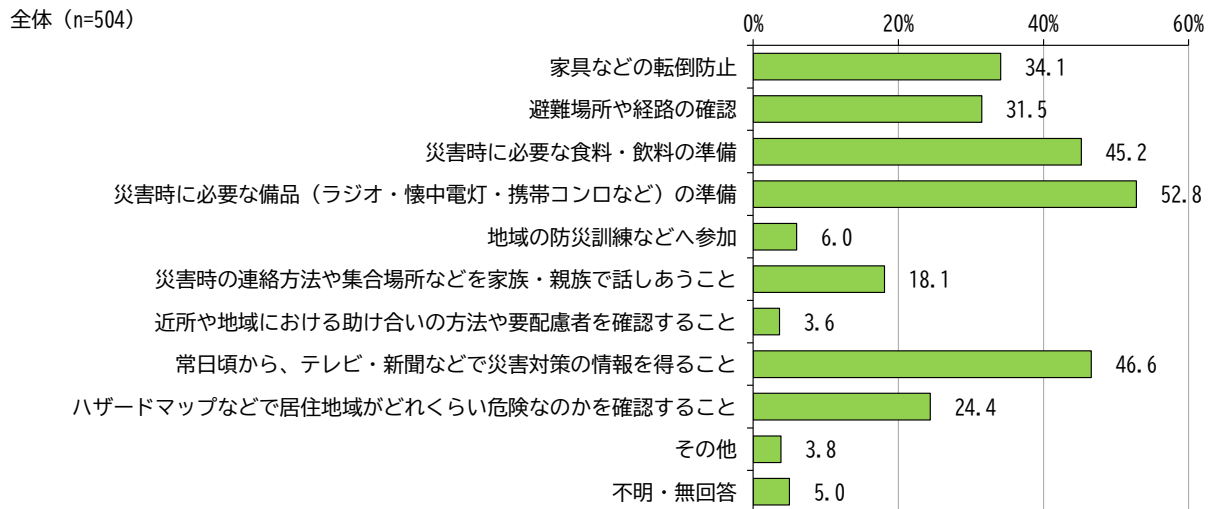
Q あなたは、どのような要件が整えば地域活動やボランティア活動に参加したいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

「自分にあった時間と内容の活動であること」が55.0%と最も高く、次いで「集団ではなく個人が自分のペースでできること」が16.9%、「自分の仕事や特技を生かせること」が11.3%となっています。



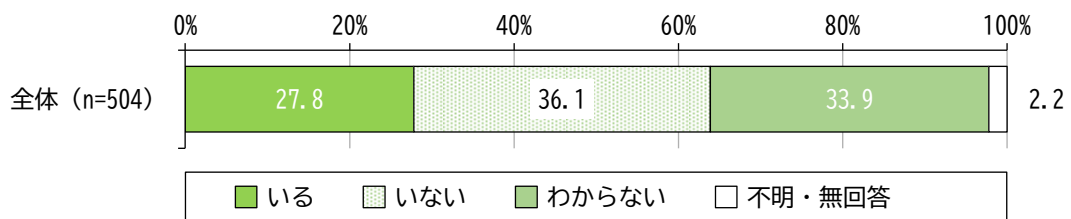
Q あなたは、地震や風水害、火災などの災害に対して、どのような備えを行っていますか。
(あてはまるものすべてに○)

「災害時に必要な備品（ラジオ・懐中電灯・携帯コンロなど）の準備」が 52.8%と最も高く、次いで「常日頃から、テレビ・新聞などで災害対策の情報を得ること」が 46.6%、「災害時に必要な食料・飲料の準備」が 45.2%となっています。



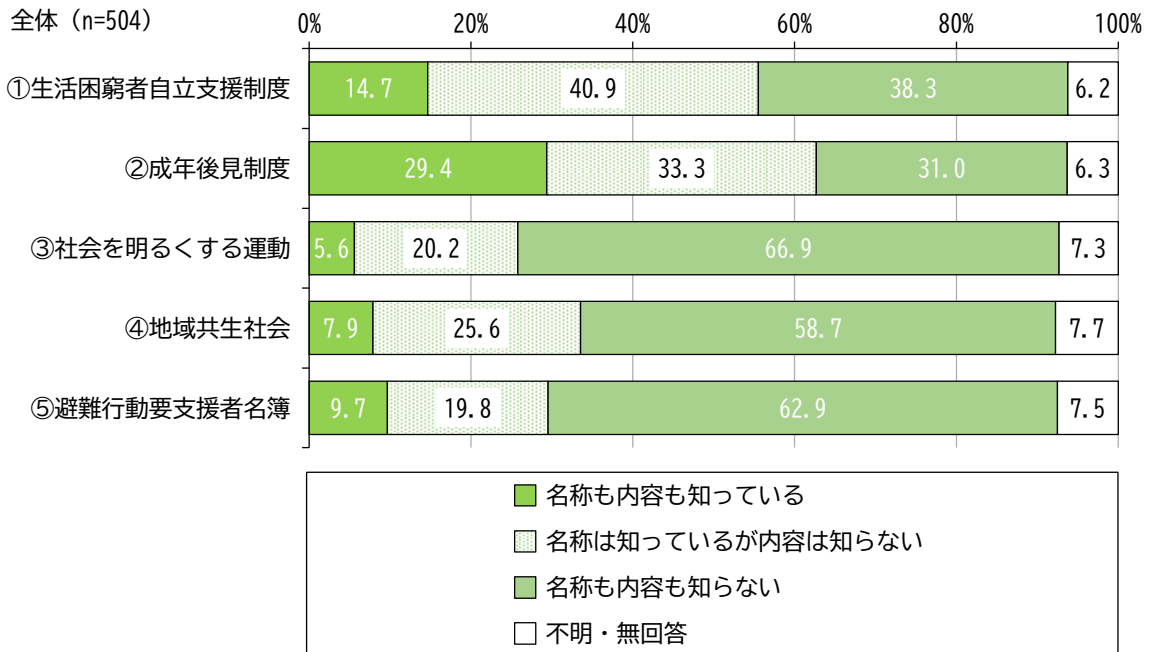
Q 自宅にいる時に地震などの災害が起きた場合、地域の人（家族以外）で手助けをお願いできる人はいますか。(1つに○)

「いない」が 36.1%と最も高く、次いで「わからない」が 33.9%、「いる」が 27.8%となっています。



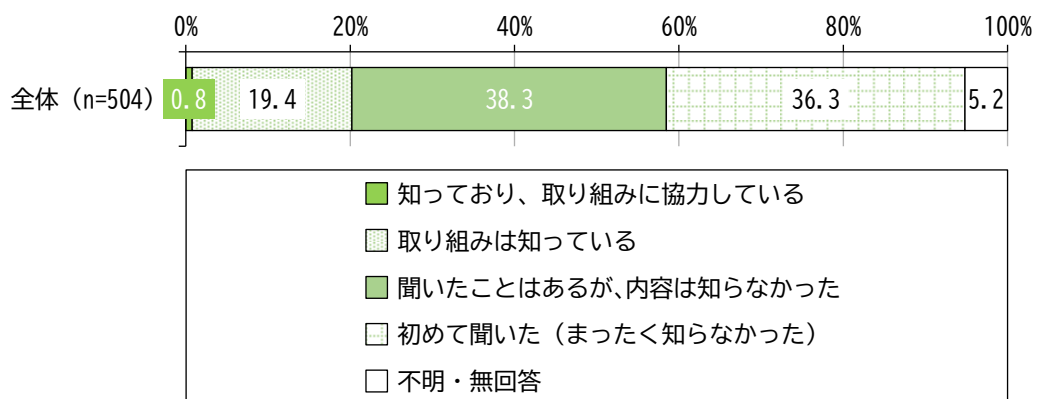
Q 次の名称や内容についてご存じですか。(それぞれ1つに○)

「名前も内容も知らない」は、【①生活困窮者自立支援制度】【②成年後見制度】では3割台と
なっていますが、【③社会を明るくする運動】【④地域共生社会】【⑤避難行動要支援者名簿】では
5～6割台となっています。



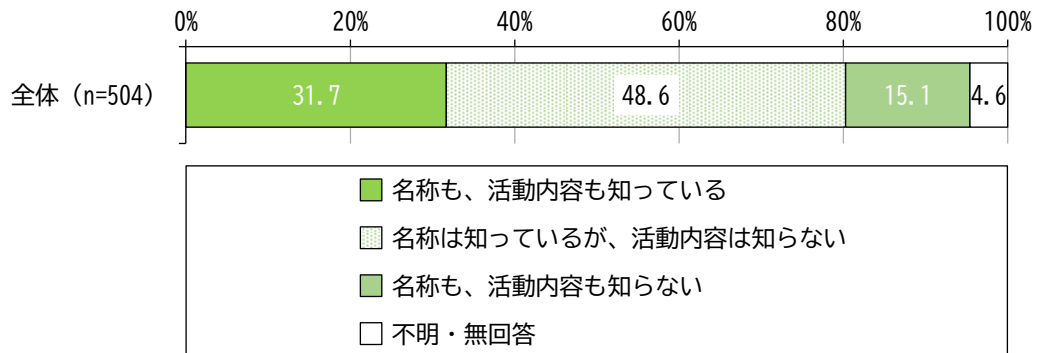
Q 「再犯防止の取り組み」について進められていることをご存じでしたか。(○は1つ)

「聞いたことはあるが、内容は知らなかった」が38.3%と最も高く、次いで「初めて聞いた(まったく知らなかった)」が36.3%、「取り組みは知っている」が19.4%となっています。



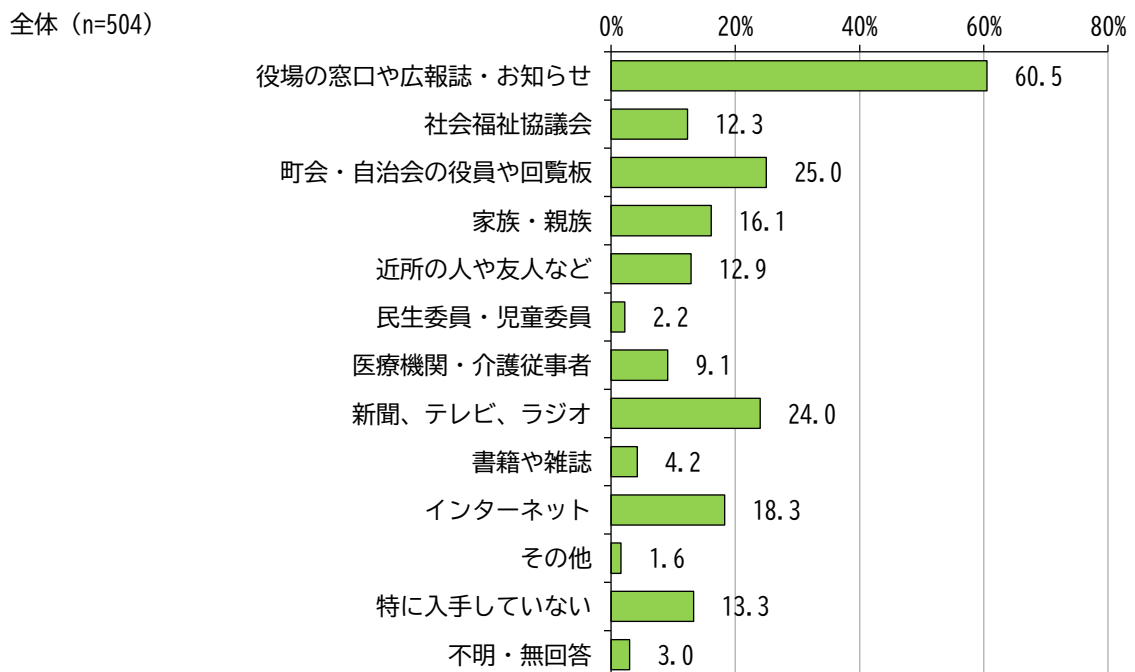
Q あなたは、「太子町社会福祉協議会」を知っていますか。(1つに○)

「名称は知っているが、活動内容は知らない」が48.6%と最も高く、次いで「名称も、活動内容も知っている」が31.7%、「名称も、活動内容も知らない」が15.1%となっています。



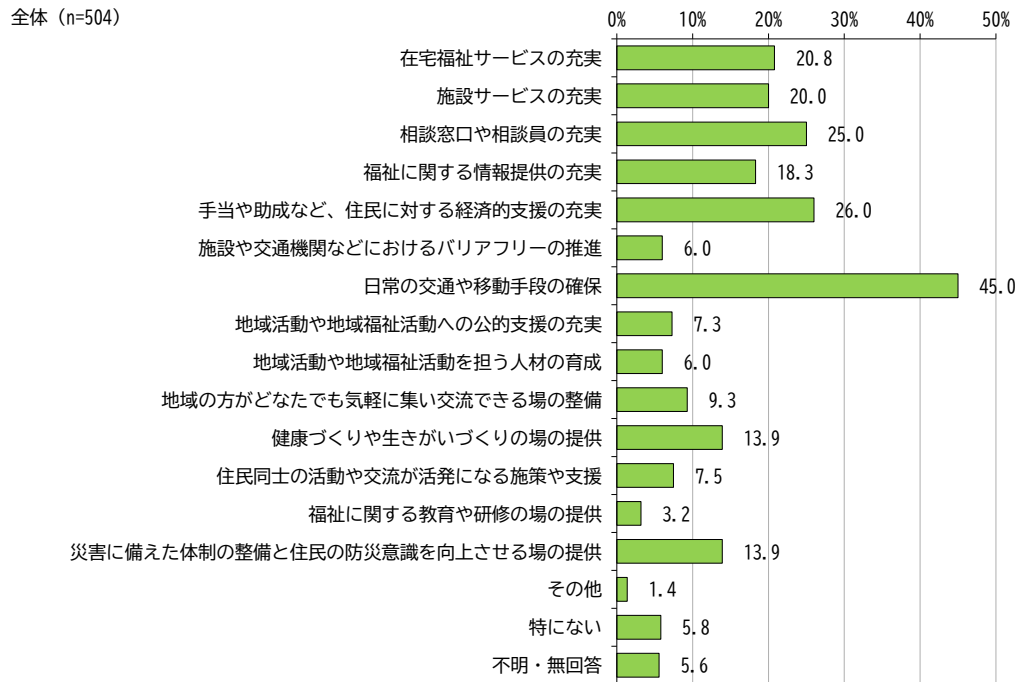
Q あなたは、福祉に関する情報をどこから入手していますか。(あてはまるものすべてに○)

「役場の窓口や広報誌・お知らせ」が60.5%と最も高く、次いで「町会・自治会の役員や回覧板」が25.0%、「新聞、テレビ、ラジオ」が24.0%となっています。



Q みんなで地域社会を支え合いながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまちを実現するために、行政や社会福祉協議会に対して特にどのような施策や取組を行ってほしいとお考えですか。（3つまで○）

「日常の交通や移動手段の確保」が45.0%と最も高く、次いで「手当や助成など、住民に対する経済的支援の充実」が26.0%、「相談窓口や相談員の充実」が25.0%となっています。



3 太子町地域福祉計画策定委員会委員名簿

	分野	氏名(敬称略)	所属
1	学識経験者	建石 昌博	行政・社会福祉法人経験者
2	社会福祉関係団体、 地域活動団体又は 教育関係の代表者	岡崎 要	太子町和光会 会長
3		石垣 正之	太子町社会福祉協議会 副会長
4		羽田 妙子	太子町民生委員児童委員協議会 副会長
5		松井 育子	ボランティアグループ連絡会 副会長
6		内田 久美子	富田林地区更生保護女性会 副会長
7		今川 雅代	手をつなぐ親の会 会長
8		村井 浩子	太子椿の会 つばき作業所 施設長
9		山之内 ルミ	太子町主任児童委員
10	地域住民の代表	石谷 淳二	太子町区長会 副会長

4 策定経過

年月日		内容
令和7年	7月25日	第1回太子町地域福祉計画策定委員会 (1) 太子町地域福祉計画・太子町地域福祉活動計画の策定概要について (2) アンケート調査について (3) 策定スケジュールについて
	8月13日	「地域福祉に関する意識調査」の実施 (～8月29日まで)
	10月10日	第2回太子町地域福祉計画策定委員会 (1) 第3期太子町地域福祉計画・太子町地域福祉活動計画施策評価について (2) 太子町地域福祉に関するアンケート調査結果について (3) 第4期太子町地域福祉計画・太子町地域福祉活動計画骨子案について
	11月21日	第3回太子町地域福祉計画策定委員会 (1) 第4期太子町地域福祉計画・太子町地域福祉活動計画（素案）について
令和8年	1月5日 ～2月4日	パブリックコメントの実施
	2月27日	第4回太子町地域福祉計画策定委員会 (1) パブリックコメントについて (2) 第4期太子町地域福祉計画・太子町地域福祉活動計画について

5 用語集

あ行

アウトリーチ

相談窓口で相談者が来るのを待つのではなく、地域や家庭などに出向いて相談を受ける方法です。

ウェルビーイング (Well-being)

「心身の健康や社会的な充足感が満たされた状態」をいいます。

NPO

Non-Profit Organization の略で、民間非営利組織などと訳され、自主的・自発的な社会活動を行う事を意味します。平成 10 年 3 月に成立した「特定非営利活動促進法 (NPO 法)」は宗教や政治活動を主な目的としないという前提で、公益のために活動することを NPO 法人の要件としています。

か行

協働

民間企業なども含めた地域住民と行政が共通の目的を達成するために、お互いの責任と役割を明確にした上で、どちらが主でどちらが従という関係ではなく対等な関係により、様々な事業や活動をはじめとして、必要な施策や取組活動の計画立案・実施、その後の評価まで役割分担しながら実施することをいいます。

コミュニティソーシャルワーカー (CSW)

地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係などを重視した援助を行ったり、地域を基盤とする支援活動を発見して、支援を必要とする人に結びつけるなど、必要に応じて行政や各種団体と連携・協働しながら解決を図るなどの活動を行う専門職です。

さ行

SASAE 愛 太子

「SASAE 愛 太子」は、住民による住民のための地域づくりを考える協議体です。本町の地域づくりと一緒に考えたい人であれば、誰でも参加できます。支え合いのある地域づくりをめざし、住民自身が中心となって、様々な情報交換を行っています。

サロン

「地域住民が気軽に集える場所を指します。サロンを通じて、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」をするための活動を行います。

小地域ネットワーク活動

地区福祉委員会を基盤として、支援を必要とする人が地域の中で孤立することがないように、地域住民が中心となって支え合う活動です。町会・自治会単位で実施している「いきいきサロン」や、各地区福祉委員会が実施している「ふれあい広場」や「なかよし広場」等の世代間交流事業もその活動の一つです。

スクールソーシャルワーカー（SSW）

課題を抱える児童生徒と、児童生徒がおかれた環境への働きかけなどを行う福祉の専門家を指します。

生活困窮者

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人をいいます。

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき福祉事務所設置自治体が自立相談支援機関（相談窓口）を設置し生活困窮者への相談支援の実施や住居確保給付金の支給、その他の生活困窮者に対する自立支援に関する措置を講ずることにより自立に向けた支援を行います。

生活支援コーディネーター

市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等と連携しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域のニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する人です。

成年後見制度

精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。自己決定権の尊重、残存能力の活用、障がいのある人も家庭や地域で通常の生活をする事ができるような社会をつくるという理念をその趣旨としています。

世代間交流

地域の高齢者から昔遊びを教わったり、昔の生活の様子を聞くなど、子どもと高齢者とのふれあい交流の場のことです。学校との協働で子どもたちや地域住民に対する福祉教育の場でもあります。

た行

地域包括ケアシステム

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるように地域がサポートし合う社会のシステムのことです。

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関のことをいいます。

地区福祉委員会

住みよいまちづくりを進めることを目的として、誰もが住み慣れた地域にいつまでも元気で安心して暮らしていけるよう、住民が主体となって知恵を出し合い、地域の支え合いづくりを推進する役割を担っています。本町では、社協の内部組織として、3地区福祉委員会が地域で活動しています。

な行

認知症

一度正常に達した認知機能が後天的な脳の障がいによって持続的に低下し、日常生活や社会生活に支障をきたすようになった状態を指します。

は行

パブリックコメント

施策に関する基本的な計画等を策定する場合に、案の段階で公表して、住民等から意見等をいただき、提出された意見等を考慮した上で、意思決定を行う手続きをいいます。

バリアフリー化

障がいのある人や高齢者等のための物理的な障壁を取り除くことをしていますが、今日では、物理的な障壁のみならず、制度的、心理的、文化・情報等生活全般にわたる障壁を取り除くことを指しています。

避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のことです。

避難行動要支援者支援制度

地域の最小単位の中で災害発生時に避難行動要支援者に対し、避難支援や安否確認等を行うことをめざした仕組みのことです。

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生などの預かりを希望する依頼会員（預ける側）と、援助を行うことを希望する提供会員（預かる側）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う組織です。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣に委嘱され、地域住民に対する見守りや生活課題に関する様々な相談等、行政や関係団体と協力しながら支援を行う人を指します。なお、民生委員は児童福祉法第 16 条第 2 項の規定により児童委員も兼ねており、特に主任児童委員は児童福祉に関することを専門に担当しています。

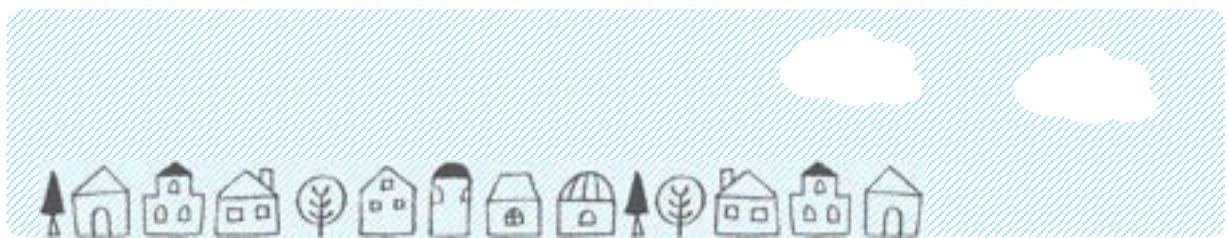
や行

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のことです。

例）多目的トイレ、音響・時間表示付き信号機、センサー付き蛇口など。





第4期太子町地域福祉計画・太子町地域福祉活動計画

令和8年3月発行



太子町 健康福祉部 福祉介護課

〒583-8580

大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地

TEL：0721-98-5519（直通）

社会福祉法人 太子町社会福祉協議会

〒583-0991

大阪府南河内郡太子町大字春日 963 番地 1

（太子町立総合福祉センター内）

TEL：0721-98-1311

太子町 健康福祉部 福祉介護課

〒583-8580

大阪府南河内郡太子町大字山田88番地
(tel) 0721-98-5519(直通)

社会福祉法人 太子町社会福祉協議会

〒583-0991

大阪府南河内郡太子町大字春日963番地1
(tel) 0721-98-1131